

令和 3 年 1 2 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 1 2 月 7 日 開会

令和 3 年 1 2 月 1 4 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和3年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月7日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	14
武藤晴男君	15
小澤英之君	30
佐々木茂君	40
渡邊泰彦君	54
散会の宣告	66

第 2 号（12月8日）

議事日程	67
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため出席した者の職氏名	69
開議の宣告	71
議事日程の報告	71
議案第121号から同意第7号の一括上程、説明	71
延会について	102
延会の宣告	102

第 3 号 (12月14日)

議事日程	105
出席議員	107
欠席議員	107
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
職務のため出席した者の職氏名	107
開議の宣告	109
議事日程の報告	109
議案第121号の質疑、討論、採決	109
議案第122号の質疑、討論、採決	109
議案第123号の質疑、討論、採決	110
議案第124号の質疑、討論、採決	110
議案第125号の質疑、討論、採決	111
議案第126号の質疑、討論、採決	111
議案第127号の質疑、討論、採決	112
議案第128号の質疑、討論、採決	112
議案第129号の質疑、討論、採決	113
議案第130号の質疑、討論、採決	113
議案第131号の質疑、討論、採決	114
議案第132号の質疑、討論、採決	115
議案第133号の質疑、討論、採決	116
議案第134号の質疑、討論、採決	116
議案第135号の質疑、討論、採決	117
議案第136号の質疑、討論、採決	117
議案第137号の質疑、討論、採決	118
議案第138号の質疑、討論、採決	119
議案第139号の質疑、討論、採決	126
議案第140号の質疑、討論、採決	127
議案第141号の質疑、討論、採決	127
議案第142号の質疑、討論、採決	128
議案第143号の質疑、討論、採決	128
議案第144号の質疑、討論、採決	129
同意第7号の質疑、採決	129
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	130
町長挨拶	130
閉会の宣告	131

浪江町告示第 1 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 3 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3 年 1 1 月 5 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 3 年 1 2 月 7 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	平 本 佳 司 君	14 番	佐々木 勇 治 君
15 番	山 崎 博 文 君	16 番	紺 野 榮 重 君

不応招議員（なし）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 3 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 1 2 月 7 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１５名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	佐々木 恵 寿 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
８番	佐々木 茂 君	９番	山 本 幸一郎 君
１０番	高 野 武 君	１１番	渡 邊 泰 彦 君
１２番	松 田 孝 司 君	１３番	平 本 佳 司 君
１４番	佐々木 勇 治 君	１５番	山 崎 博 文 君
１６番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（１名）

７番	紺 野 則 夫 君
----	-----------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副 町 長	佐 藤 良 樹 君
副 町 長	小 林 弘 典 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員 長	山 本 邦 一 君	総 務 課 長	横 山 秀 樹 君
企 画 財 政 課 長	西 健 一 君	産 業 振 興 課 長	清 水 中 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	掃 部 関 久 君	介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 長厚志君
吉田 厚志君
鎌田 典太郎君
次長 兼中 係野 長夕華子君

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和３年浪江町議会12月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。

[黙禱]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

議場に国旗と町旗が設置されております。議員及び執行部各位に申し上げます。入退室の際には、国旗、町旗に対して一礼をされますようお願いいたします。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、令和３年浪江町議会12月定例会を開会します。

（午前 ９時００分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第１、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、２番、紺野豊君、３番、吉田邦弘君、５番、小澤英之君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第２、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から14
日までの８日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から14日までの８日間とします。
会期中の会議についてお諮りします。７日、８日及び14日を本会
議とし、９日から13日までは委員会等のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第３、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了
承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第４、行政報告を行います。
行政報告は、町長からお願いします。町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。
本日ここに令和３年浪江町議会12月定例会を招集しましたところ、
議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を
賜り誠にありがとうございます。

東日本大震災及び原子力災害発生から10年８か月、一部地域の避
難指示解除から４年８か月が経過しました。

改めまして、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過
酷な避難生活の中で命を落とされた方々に対し、ご冥福をお祈り申
し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

行政報告に先立ちまして、新エネルギーの推進に関するトピック
について、ご報告をさせていただきます。

当町ではゼロカーボンシティを宣言し、なみえ水素タウン構想を
発表するなど、再生可能エネルギーの導入拡大と水素の利活用推進
に取り組んでおりますが、10月１日、再生可能エネルギーの先進的
な取組を進めている、アメリカ合衆国ランカスター市と世界で初め
てとなる、国際的自治体間水素連携に関するパートナーシップを宣

言しました。

今後、この宣言に基づき、水素社会の実現に向けた、相互の情報共有やネットワーク構築を推進し、我が国の水素社会実現の先駆けとなるまちづくりを進めてまいります。

さらには、10月4日には、ドイツ、オランダ、スペインなど29の国、地域、国際機関等の代表が出席し、オンラインで開催されました、水素閣僚会議において、また、11月1日から12日までのイギリスのグラスゴーにおいて開催されました国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、いわゆるCOP26において、オンラインでありましたが登壇の機会をいただき、当町の再生可能エネルギー導入の取組や、水素タウン構想に向けた取組を紹介させていただきました。

会議では、当町の先進的な取組に熱心に耳を傾けていただくとともに、高い評価をいただいたところであります。

今後とも様々な方々と協働し、ゼロカーボンシティの実現に努めてまいります。

それでは、9月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

まず、浪江町功労者表彰式について、ご報告いたします。

文化の日の11月3日、地域スポーツセンターにおいて、第49回浪江町功労者表彰式を執り行いました。

式では、多年にわたり当町の発展などに尽力された方々に対し、そのご功績をたたえ、「特別功労表彰」4名、「功労表彰」1名、「復興功労表彰」13名、「善行表彰」9名に賞状及び記念品を贈呈いたしました。

次に、「町長への手紙」について、ご報告いたします。

9月議会の一般質問においてご提言のありました、「町長への手紙」については、広報なみえ11月号に第1回目を同封いたしました。

町民の皆様からのご意見、ご要望を町政に反映させるために実施したものであり、11月30日時点で23通の手紙が届いております。

内容については、特定復興再生拠点区域外の早期解除など、様々なご意見、ご要望、また多くの励ましのお言葉をいただいているところです。

回答については、その都度個別に返送しており、必要に応じて広報なみえに掲載してまいります。また、今後は、定期的に広報なみえに「町長への手紙」を同封し、町民の皆様からのご意見、ご要望を傾聴してまいります。

次に、日本郵便株式会社との包括連携協定について、ご報告いたします。

10月11日に、浪江町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書の締結式を行いました。

この協定は、大規模災害発生時の相互協力、日本郵便の業務における道路損傷箇所や住民の異変を察知した際の情報提供などについて連携を行うものであり、町内での防災、防犯体制の強化につながるものと期待をしております。

次に、消火器の配布について、ご報告いたします。

防火を促進するための事業として、10月末より消火器等の配付を開始しました。

対象は、町内の民間賃貸を除く戸建て住宅とし、消火器等750セットを購入しております。12月現在で約700戸への配付を行っており、順次、新規の帰還・転入の方々への配付を進めております。引き続き、消防署や消防団と連携し、町内での防火促進に努めてまいります。

次に、第49回衆議院議員総選挙について、ご報告いたします。

10月19日公示、10月31日投開票で行われた衆議院議員総選挙において、期日前投票をはじめ、郵便による不在者投票、投票日当日からその後の開票まで適正に執行されたところであります。

今回の選挙では、期日前投票所4か所、当日投票所5か所が設置されました。また、選挙広報が全有権者に発送され、投票所の場所や受付時間の周知が図られると同時に、避難先の市町村で投票できる不在者投票制度の周知が重点的に行われ、投票率向上が図られました。

小選挙区選出議員選挙の結果でございますが、当日有権者1万4,548名、投票者6,436名、投票率44.24%となりました。

今回の選挙においても、期日前投票者数及び不在者投票者数が全体の5割を占めているなど、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が今後ますます重要になるものと思われ、より一層有権者への周知・啓発、投票機会の確保に努め、投票率の向上に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、町政懇談会及び帰還困難区域に関する説明会について、ご報告いたします。

10月12日から11月23日まで町内1か所、県内4か所、県外2か所で開催し、町政懇談会は延べ187人、帰還困難区域に関する説明会は延べ309人の皆さんにご出席いただきました。

コロナ禍において集まりにくい状況でありましたが、対策を行いながら実施いたしました。

懇談会では、私から冒頭の挨拶において、今年度の取り組む4つ

の課題として、農林水産業の再生、中心市街地の再生、帰還困難区域の避難指示解除、新たな産業と雇用の創出について町の施策の説明を行いました。

また、その後の意見交換は、町民の皆様の声を直接聞かせていただくという貴重な機会となりました。

主な意見は、空き地・空き家対策、町内の医療施設・介護施設の充実、買物環境のさらなる充実等の町内の生活に関するものや、高速道路無料化の継続要望、国保や医療費の免除等についての継続要望、住民票の異動など、避難生活を送らざるを得ない状況下での必要な施策に関する事などでした。

帰還困難区域に関する説明会では、特定復興再生拠点区域の復興状況に関して町から説明し、加えて、国から特定復興再生拠点外の方針について説明がありました。

その後の意見交換では、主に、「町に戻れるという方針が示された、希望が持てた」というご意見をいただいた一方で、「残された課題と帰還できない住民の土地、家屋についてできるだけ早く対応してほしい」というご意見をいただきました。

頂戴したご意見は、今後の町政運営に生かしていくとともに、特定復興再生拠点外につきましては、国としっかりと協議を進めてまいります。

次に、総合健康診査について、ご報告いたします。

8月30日から10月8日にかけて、19歳以上の方を対象に総合健診を実施いたしました。

多くの方に健診の機会を得られるよう、県内各地11か所において延べ19回実施し、3,206名の方が受診されました。

今回は感染症対策のため、事前に意向調査を行い、会場、日時を割り振ることで密を避け、待ち時間の短縮を図りました。

また、新たに希望者を対象とした「おくすり個別相談会」を実施し、薬剤師がリモートによる服薬等の相談に応じました。

なお、県外に避難されている方につきましては、各都道府県の医療機関で受診できる、「施設検診」の案内を送付しております。

次年度も、より多くの方に受診いただけるよう工夫を凝らし、町民の皆様の健康管理に努めてまいります。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況について、ご報告いたします。

9月30日現在、県営及び市町村営合わせ1,339世帯、2,330名の方が町内の復興公営住宅で新たな住環境で生活を送っております。

次に、カントリーエレベーター整備事業につきまして、ご報告い

たします。

平成30年度より整備を進めてきましたカンントリーエレベーターでございますが、9月22日に苅宿地区、10月26日に棚塩地区で供用開始となりました。

令和3年産の水稻作付面積は、震災前の1割程度となる170haでございますが、農業は町の主要産業であり、今後も営農再開に向け尽力してまいります。

次に、東北復興宇宙ミッション2021について、ご報告いたします。

東北復興宇宙ミッション2021の一環として、ロケットとともに宇宙へ打ち上げられた、浪江町産のタマネギ「浜の輝」の種などが7月に宇宙から無事に帰還いたしました。

帰還後、「浜の輝」の種は、浪江町タマネギ生産組合が種から苗に育て上げ、10月23日に生産組合の皆様と関係者で手植えによる定植を行いました。

今回定植された「浜の輝」は、順調に生育すれば、来年6月中旬頃に収穫される予定となっております。収穫後のイベント、活用方法について検討を進め、浪江産のタマネギを盛り上げてまいります。

次に、農業の担い手確保の取組について、ご報告いたします。

10月28日から31日の4日間、営農再開や地域再生の支援協定を締結している、東京農業大学の学生が浪江町を訪れ、エゴマの収穫体験、獣害対策のフェンス設置作業、タマネギの定植実習を行いました。

エゴマの収穫については、藤橋地区で農家の指導の下、17名の学生が収穫体験をしました。

鳥獣害対策のフェンス設置については、立野地区のタマネギ圃場で町職員の指導の下、5名の学生が設置作業を行いました。

タマネギの定植については、酒田地区で農家の指導の下、4名の学生が実習しました。

今後とも、学生のみならず、多くの皆様に浪江町農業を体感いただく機会を創出し、担い手の確保に努めてまいります。

次に、金子農林水産大臣と農業者との車座対話について、ご報告いたします。

11月13日に、いこいの村なみえにおいて、金子農林水産大臣と町内農業者との意見交換を実施いたしました。

私から町内の営農再開状況や町が抱える課題についてご説明を差し上げ、その後、苅宿ふれあいファーム松本伸一代表、赤宇木えごま生産組合石井絹江組合長、NPO法人J i n川村博前代表、新規

就農者の半谷啓徳氏を交え、大臣と対話しました。

大臣から、農業の再生は町全体の復興に関わる重要な課題であることを再認識するとともに、期待が持てるまちづくりにつながるよう、お手伝いをしていくとのお言葉を頂戴しました。

次に、イノベーション体感デー2021について、ご報告いたします。

11月20日に、道の駅なみえと、いこいの村なみえの両会場において、先端技術がふくしまの農林水産業を変えるイノベーション体感デー2021を開催しました。

イベントでは、公益財団法人福島イノベーションコースト構想推進機構、福島県及び関係機関の協力により、農林水産業の先端技術を体感できる展示やデモンストレーション、スマート農業や浜通りの農業に関する講演、農業のみらいカフェを開催し、理解を深めました。

今後も様々な事業者と連携しながら、町内でのスマート農業の導入を支援し、営農の拡大、生産性の向上及び農産物の高付加価値化に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、森林環境学習について、ご報告いたします。

9月22日に、なみえ創成小学校・中学校の児童・生徒を対象に、旧請戸小学校敷地内において、森林環境学習を実施しました。

森林の役割について学んだ後に、クロマツ、サツキ、サザンカといった植樹を行い、森林及び林業に関する理解を深めていただきました。

次に、ふくしま植樹祭について、ご報告いたします。

ふるさと再生への思いを込めた希望をつなぐ森づくりの一環として、11月7日、ふくしま植樹祭が請戸地区において開催されました。

県内より1,000人に参加いただき、8,200本のクロマツを植栽しました。今後も、未来を担う子供たちに美しいふるさとを継承するための森林活動を進めてまいります。

次に、ポケモン「ラッキー公園」について、ご報告いたします。

福島県と株式会社ポケモンとの連携協定の事業により、株式会社ポケモンから県内4市町村に対し、ふくしま応援ポケモン「ラッキー」をモチーフとした遊具を寄贈いただき、10月14日、福島市で行われた寄贈式において、浜通りでは唯一当町に寄贈いただきました。

ポケモンのキャラクターをモチーフとした公園の設置は、全国初となります。

寄贈いただいた遊具は、道の駅なみえへの設置を進めており、12月12日に、ご支援をいただきました関係の皆様ご出席の下、オープニングセレモニーを開催する予定となっております。

次に、福島高度集成材製造センター機械設備完工式について、ご報告いたします。

棚塩産業団地に整備を進めてまいりました福島高度集成材製造センター、通称F L A M（エフラム）の機械設備設置が完了し、10月18日、国、県、事業者等関係者およそ30人の出席の下、完工式を執り行いました。

当施設は現在、海外製の機械設備のオペレーション技術習得のための指導技術者招致や、その他の機械の試運転を進めているとともに、J A S 認定の取得に向けた手続など、本格操業に向けた準備が進められているところであります。また、残りの外構工事につきましては鋭意進めておりまして、事業者の一日も早い本格操業に向け、支援に努めてまいります。

次に、企業誘致の取組について、ご報告いたします。

旧浪江日立化成工業の跡地に誘致を進めてまいりました、福岡県に本社のありますL E システム株式会社が工場及び設備の改修が完了し、9月28日に開所式が執り行われました。

当企業は、蓄電池の原料であるバナジウム電解液を製造する会社で、国内をはじめ海外への輸出も手がけている企業であります。

従業員20人程度の雇用を創出し、その多くが町内に居住していると伺っています。

また、10月8日には、幾世橋の北産業団地への誘致第1号となる、バイオマスレジン福島との立地協定を締結いたしました。

当企業は、米を混合した環境に優しいプラスチックなどを製造する会社で、農業との連携に期待される企業であり、令和4年8月の操業に向けて準備を進めているところであります。引き続き、操業までしっかりと支援を行ってまいります。

次に、教育行政関連について、ご報告いたします。

10月9日に、なみえ創成小中学校と、にじいろこども園との合同の運動会を開催いたしました。昨年は雨天のため体育館での開催でしたが、今年は広々とした校庭にて、元気いっぱい行われました。

次に、震災遺構浪江町立請戸小学校について、ご報告いたします。

10月24日に、東日本大震災の脅威と教訓を伝える施設として整備を進めてきた、震災遺構浪江町立請戸小学校の開館記念式典を福島県知事や復興副大臣などのご来賓をお招きし、執り行いました。

式典では、寄附をいただいた事業者様への感謝状贈呈のほか、請戸地区芸能保存会による田植え踊りの披露などが行われました。

12月3日には来館者1万人を達成するなど、県内外から多くの方にお越しをいただいております。今後も震災の記憶を伝える施設と

して、関係施設と連携しながら目的を果たしてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援について、ご報告いたします。

今年で11回目となるこどもの笑顔フォトコンテストの受賞作品の表彰式を10月19日に道の駅なみえで開催いたしました。

今年は昨年を上回る64件の応募があり、最優秀賞を含む15作品を選定し、賞状と記念品を贈呈いたしました。

次に、生涯学習関連について、ご報告をいたします。

県市町村対抗大会として、9月4日には軟式野球大会、10月16日にはソフトボール大会がそれぞれ開催されました。また、軟式野球は3回戦で、ソフトボールは2回戦で、善戦及ばず惜敗いたしました。

11月21日には、ふくしま駅伝競走大会が2年ぶり、全16区間で開催され、総合で27位、町の部で10位と、昨年に引き続き町の部での入賞を果たしました。避難先から、浪江町代表チームへの参加された選手の方々に厚く御礼申し上げます。

また、週末こどもチャレンジについては、春に田植えを行った酒田地区において、10月2日、稲刈りを体験いたしました。子供たちは鎌で稲刈りに挑戦し、収穫した新米をおにぎりにして収穫の喜びを味わいました。

さらには、11月14日には、福島県立美術館で開催されたドラえもん展にてアート作品を見学いたしました。

以上、9月定例会以降、現在までの取組についてご報告させていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び改正案件8件、町道の認定及び廃止案件1件、土地の取得及び処分案件2件、契約の締結及び変更案件6件、令和3年度の補正予算案件7件、同意案件1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

す。質問は自席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 武 藤 晴 男 君

○議長（佐々木恵寿君） それでは、1番、武藤晴男君の質問を許可します。

〔1番 武藤晴男君登壇〕

○1番（武藤晴男君） 1番の武藤です。

これより一括質問方式で一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

先日、原子力災害現地対策本部長宛に町長と議長の連名で浪江町防災・再生に向けた要望書が提出されました。

これは6つの大きな項目と12の具体的なものから成っています。

そこで、私からは、さらに絞った内容の質問を幾つかしたいと思っています。

先ほど町長の行政報告がありましたが、その上で再度の質問になりますけれども、よろしくお願いします。

質問項目1番、まずは、町政懇談会および帰還困難区域に関する説明会について、お伺いいたします。

先般、10月と11月にて、町会場を含め7会場での町政説明会を開催し、無事に終了したと聞いています。私も4会場に参加しました。特に午後からの帰還困難区域に対しての復興・再生に向けた町の取組と政府の説明には、相当白熱したやり取りが見られました。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ目、各会場に配布された資料で、町民と町のつながりの項目、今年9月30日現在、浪江町内に1,727人、町外居住者は1万9,903人だという報告がありました。そして、その人数は震災当時町民だった方々とありますが、町はその報告だけで何を言いたかったのかが分かりません。読み取りされるとすれば、現在も9割を超える浪江町民がまだ町内に帰ってこれないで、県内・県外に避難して、つらい生活が続いているということなんでしょうか。

であれば、そのことを踏まえて、次の質問をしたいと思います。

もし浪江町民にこういった今後報告をするのであれば、現在の人口状態を言ってほしいと私は思います。そして、それは以前、町が広報していたような案内ができないかと私は考えます。

出生数、死亡数、転入数、転出数そして世帯数などをまとめ、さらに言えば、報告時点での年代別等状況と就労状況なども追加し、

町民へもっと分かり、もっと言えば、10年以上に及ぶ震災後の推移も含め、しっかりと分かりやすく伝えるべきだと私は思います。これらの考えは町にはありますか、お伺いいたします。

2つ目の質問で、次回のこのような町政懇談会及び説明会について、お伺いいたします。

先ほども言いましたけれども、全7会場で町民から相当数の質問がありました。町に対して、国に対して多くの意見、要望がありました。

そこで、町はこの様々な意見に対して町民へ丁寧の説明する、もしくは回答する責務があると私は考えています。

特に国に対しての質問・要望については、町はその回答を国から十分に引き出し、それらを積極的に町民へ伝えなければなりません。そして、その回答は、全ての町民へいつ、どんな手法で報告するのですか。また、こういった懇談会や説明会は、今後何度でも開く考えは町にはありますか、重ねてお伺いいたします。

質問事項2つに、地域産業の拡大と産業のバランスについて、お伺いいたします。

1つ目、農林水産業、商工業は復興体制を基本とし、積極的に進められていると町からの報告がありました。それは、震災前にあった産業をその頃に戻し、さらにその内容を深め、魅力ある産業へと目指すと思いますが、本当にそれだけでいいのかと私は思っています。

花卉栽培、漁業加工品、エネルギー産業、大規模福祉施設、医療関連産業などの以前までは浪江町になかった産業を含め、新たに開発することが大事だと強く思います。そうすれば、今後の各産業横断型新システムが私につくられていくのではないかと考えます。

そこで、町は既存の産業とともに、脱原発関連産業の構築は考えているのか。また、町として具体的な思案はあるのか、お伺いいたします。

2つ目、浪江町には5か所の産業団地があり、それぞれの企業で操業及び準備がされています。さらに、木材製品生産拠点、水素製造拠点、大規模酪農復興牧場の計画などがありますが、町で望んでいる目標と到達点は一向に見えてきません。

町は既存の産業団地を含めて将来整備される予定の事業所数、就労者数を計画段階ではどの程度の数を見込んでいたのか、お伺いいたします。

3つ目、現在、町では新たに介護施設を整備すると言われていています。ただし、小規模の通所介護施設だとお聞きしています。

今、日本の社会は少子高齢化社会に向かっていると一般的には言われています。それで、私は大型介護施設の導入を大きな産業と考えることも一つの方策だと思います。そうすれば町滞在人口も増えて、介護施設周辺産業も相当数増えます。

なので、町は県内・県外の入居希望者を含めた大型滞在型の介護施設の建設計画を考えられませんか、お伺いたします。

4つ目、町内の観光産業は、震災後十分に成り立っているとは思えません。道の駅が今年開業しましたが、まだまだ感がいっぱいです。観光立国とはいかなくとも、私は観光立町にかじを切るべきだと考えます。

町長自ら多くの自然と豊富な文化施設を生かし、豊かなまちづくりを目指してやっていることなので、今、町にある計画だけでも発表できませんか。例えば今現在ある施設、震災前にあった観光施設、将来検討できるであろう施設などをつなげる案とかあればお伺いたします。

先日の町政懇談会で常磐線全線開通、路線バス、デマンドタクシー、カーシェアリング等の発表がありましたが、私は全てちぐはぐに見えます。町内観光施設などの点と点を結んで、将来的に複数の観光ルートをつくる検討をしてほしいと思いますが、町の考え方をお伺いたします。

質問項目の3、浪江水素タウン構想実現に向けての取り組みについて、お伺いたします。

町は越えなければならない高いハードルが幾つかあると自ら言っています。その上で、町としてはどんな支援と指導を国からもらうのか、具体的にお伺いたします。一部重複する項目もありますので、ご了承ください。

1つ目、浪江町は世界に先駆けて水素社会の実現、なみえ水素タウン構想を掲げて積極的に推進しようとしています。

そこで、町は産業面、流通面など、あらゆる面で水素活用と言っています。であれば、現時点で具体的な施策計画を聞かせてください。

例えば水素供給システムの構築、公用車など水素燃料電気自動車の導入目標、浪江町民の車両導入町補助金は決まっていますか、お伺いたします。

また、浪江産水素の産業活動供給計画は何件ほどあるのか、お伺いたします。

例えば水素ステーションの設置、いこいの村なみえ、道の駅なみえ、学校、介護施設などへの水素の供給、その他の企業などへの水

素の販売、そもそも浪江水素の拡販計画はあるのか、お伺いいたします。

2つ目、水素製造の実証実験段階後に、町内の事業所での水素活用について、町としての考えをお伺いいたします。

まず、浪江町をどんな水素タウンにするのか。強いて言えば、水素エネルギーでどんな社会を目指すのか、お伺いいたします。

質問項目4、帰還困難地域に対する町の復興・再生について、お伺いいたします。

1つ目、現在、町内には3地区で特定復興再生拠点があります。その事業は着実に進行しており、おおむね80%以上の除染が終わり、令和5年3月には避難指示解除になる予定です。

そこでお伺いいたします。

国は、空間放射線量20ミリシーベルト以下であれば、避難指示解除をすると強く言っていますが、町民の安全・安心を望むのであれば、何も20ミリシーベルトにこだわらず、国際放射線防護機関ICRPの勧告のとおり、年間5ミリシーベルトから限りなく1ミリシーベルトを目指すことが推奨されています。そして、そのような考えは町にはおありでしょうか、お伺いいたします。

2つ目、もし特定の場所で基準値を超えた放射線が測定された場合は、町としてはどうするのか、お伺いいたします。

3つ目、次に、特定復興再生拠点外、いわゆる白地地区についての考え方をお伺いいたします。白地地区は、そもそも避難指示を解除するという計画がまだありません。町は早急に国へ具体的な除染計画と避難解除計画を示して、いち早く地域復興再生のロードマップを示せというべきと私は思いますが、町の考えをお伺いします。

4つ目、白地地区に進められている外縁除染の範囲が町の一部の道路の両脇20メートルに限られていますが、緊急に全ての町道に範囲を拡大して、住民が等しく一日でも早く、自らの家へ一時帰宅できるよう国と協議できないか、お伺いいたします。

最後になりますけれども、5つ目、特定復興再生拠点区域内の町民に対する意向調査の方法とスケジュールについて今後どのような協議をしていくのか、お伺いいたします。

例えば住民説明会をいつごろ開くのか、アンケートはいつ頃、どんな方法で行うのか、また、協議と検討を順次進めながら、同時に除染をできないものか、具体的な計画があれば、町のほうから提示いただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。町長。

○町長（吉田数博君） それでは、武藤議員のご質問に私から、まずお答えをいたします。

まず、私からは帰還困難区域に関する町の再生・復興についてでございますが、まず、1点目の20ミリシーベルトにこだわらない方策もあるのではないかというご質問でございますが、まず、国が定めた避難指示解除の要件、これは平成27年6月12日に発表されたものでございますが、この中には3点ございます。

ご承知かと思いますが、1つ目が空間線量で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になること、このことが確実であること。2つ目が電気、ガス、上下水道、主要交通、通信などの日常生活に必要なインフラの整備は、医療、介護、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること。そして、3つ目が県・市町村、住民との十分な協議がございます。年間積算線量が20ミリシーベルト以下については、あくまでも避難指示の解除できる最低限の条件であり、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から町を復興再生し、持続可能なまちづくりを達成するためには、将来的に追加被曝線量を1ミリ以下にしなければならないと考えております。

一方で、一日も早く浪江町に帰りたいという方々がいらっしゃいますので、まずは、令和5年春の避難指示解除に向けて、3つの要件を達成するように取り組んでまいります。

次に、質問の2番でございますが、特定の場所での基準値を超えたらどうするのかということでございますが、基準値を超えた場合には、説明会でもご質問された方がいらっしゃいましたけれども、フォローアップ除染等によって基準値以下になるように対応を求めてまいります。

続いて、（3）の拠点外の解除計画でございますが、国からは今年8月31日に新たな方針を示しましたところですが、これまでの拠点を定める方法とつながっておりまして、拠点となる地区を指定するのではなく、どの地区の方であっても、帰還意向のある方が帰れるようにしていくということでございます。今後のスケジュールとしては、帰還意向については、2020年代をかけて複数回にわたり確認し、また除染については2024年度を目途に開始されるとされております。今後、町としましては、早急に具体的な内容を示していただき、遅滞なく、なおかつ丁寧な対応をしていただくよう求めてまいります。

いずれにいたしましても、この新たな方針については、まずはしっかりと対応をしてまいりますとともに、さらには、残された課題

とされた土地・家屋についても一日も早く方針を示すよう、引き続き国に要望を重ねてまいります。

次に、4番目の外縁除染でございますが、先ほどの新たな国の方針におきましても、帰還される方のご自宅に加え、生活に必要な道路を除染するとされております。

町としましては、まずは、これが最大限適用されるよう国と協議をしてまいります。またその上で、残されたエリアにつきましても一日も早く方針を示すよう、引き続き国に要望を重ねてまいります。

5番目でございます。

意向確認の方法あるいはスケジュールについての関係でございますが、町民の意向確認については、帰還困難区域を抱える全14行政区長と町及び国が意見交換を行いました。

行政区ごとの住民説明会等の実施について、多くの行政区長から要望をいただいているところであります。来年春には、各行政区総会等が予定されております関係から、こういった場面で説明会の機会をいただくことを含め、現在、国と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

私からの答弁は以上で終わりますが、その他の項につきましては、各担当課長から説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 質問の1、町政懇談会及び帰還困難区域に関する説明会についての1点目、過去の推移と町発表時点での年代別人口状況等も全町民にしっかり伝えるべきだという質問にお答えいたします。

今回の町政懇談会での人口に関する資料につきましては、1点目といたしまして、町内の状況をお知らせする観点から、町内に実際に住まわれている居住人口数を記載しております。

2点目につきましては、このページの表題でございます町民と町とのつながりに関わる情報として、震災当時浪江町民だった方をベースといたしまして、震災後、その世帯で出生による増加、それから婚姻などによって転入で増加した数などを合計いたしまして、いわゆる引き続き支援をしております支援対象者について記載したところでございます。

今後、町政懇談会開催の際は、議員おただしのとおり、出生や死亡等の自然増減や、それから転入出者数、そして時点を決めての年代別状況等、しっかりとした情報提供をしてまいりたいと考えております。

なお、就労人口状況につきましては、現在発表されております令和2年国勢調査の基本集計には数値として示されておられません。今後、詳細な集計が発表された際は、これ以降に開催される懇談会の資料への掲載について検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 私からは（2）の町政懇談会の意見集約や報告について、お答えいたします。

今回の町政懇談会及び帰還困難区域に関する説明会は、10月12日から11月23日までの県内外7か所にて開催いたしまして、町政懇談会に187人、帰還困難区域に関する説明会に309人、合計496人の参加者から様々なご意見、ご質問を頂戴いたしました。

これらの頂戴いたしました意見やご質問につきましては、役場全体はもとより、国及び県などの関係機関で共有いたしまして、今後の町政復興に生かしてまいりたいと考えてございます。

特に帰還困難区域に関する説明会で出されましたご意見につきましては、帰還困難区域を抱える町村の協議会とも重ねて要望してまいりたいと考えてございます。

また、頂戴いたしましたご意見、ご質問の主なものにつきましては、その回答も含めまして、広報なみえ及び町ホームページに掲載いたしまして、広く町民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな2番の地域産業拡大と産業のバランスについての（1）アフター原発等の考えを踏まえた産業構築について、お答えいたします。

浪江町復興計画第3次におきましては、復興の基本方針の一つに、夢と希望のある産業と仕事づくりがございました。その施策の1つとして、農林水産業の再興でございまして、農業・林業・漁業の再開、魅力ある地場産品づくりと販売力強化、鳥獣被害対策などに取り組んでまいります。

また、2つ目の施策は、新たな産業と雇用の創出でございます。商工業の振興、企業誘致の推進、就労支援、観光交流の推進などに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 小さい2番の将来的に産業団地の事業所数及び就業者数をどの程度見込んでいるのかというご質問でござ

いますが、お答えいたします。

町内の産業団地につきましては、現在3つが供用中、1つが造成中、1つが設計中となっております。

そこで、その設計中の産業団地も含めて合計5つ産業団地で考えますと、最終的には26事業所以上、500人以上を目標としております。

ほかにも震災前の工業地域、例えば旧日立化成、旧エスエス製薬などに用地への誘致も進めますので、それ以上の人数を目標として努力しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） （3）滞在型大型介護施設の計画が考えられませんか、ご質問にお答えいたします。

現在、町内において小規模デイサービスや訪問介護といった居宅サービスを提供しておりますが、いずれのサービスにおいても介護人材の不足により、最少人員でのサービスの提供を余儀なくされております。

そのため、滞在型大型介護施設の整備については、介護人材確保の観点から、当分の間は難しいものと考えております。当町の気候や立地条件、人的条件などから、設置する事業所側から立地可能であると判断いただける状況になった際は、前向きに検討していきます。

私からは以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 続きまして、浪江町を観光立町にすべき、かじを切る考えはあるのかというご質問でございます。

お答えいたします。

昨年8月に一部供用を開始し、今年3月にグランドオープンいたしました道の駅なみえにおきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛中の期間は大変厳しい状況にありましたが、移動規制などがない現在、週末、昼などは大変にぎわっていると聞いております。

道の駅なみえを軸として人出の見込める、震災遺構、浪江町立請戸小学校、棚塩産業団地の福島水素エネルギー研究フィールド、双葉町の東日本大震災原子力災害伝承館、南相馬市のロボットテストフィールド、これらを結ぶような観光ルートを観光事業者やバス事業者に周知し、徐々に視察者が増加しているところございます。

おただしの観光立町を目指すには、震災前の観光資源の復活をも

待たれるところでございますが、先ほど申し上げました観光ルートを全国にPRしながらお客さんも増やしつつ、さらに旧来の観光資源も一つ一つ復活させ、そして新しく発掘できる観光資源を組み合わせ、観光業の復活を目指していきたいと思っております。

また、公共交通やカーシェアリングは、今発足したばかりで、それぞれの連携にまだまだ工夫が必要でありますので、今後も工夫を凝らし、新たな手法も織り交ぜながら観光ルートをつくってまいりたいと思っております。

以上です。

続きまして、浪江水素タウン構想実現に向けての取り組み。

具体的な施策計画などについて、ご質問にお答えいたします。

本年度ゼロカーボンシティ実現に向けた目標及びロードマップの作成を進めておりますが、その中で何年度までにカーボンニュートラルをどのような手法で実現していくかといった内容を取りまとめております。

水素の利活用拡大の方策なども整理してまいりたいと考えております。また、水素普及拡大に向けて水素ステーションの段階的整備の取組。次年度からはEV電気自動車やFCV水素燃料電池自動車の導入補助制度なども構築できないか検討を進めております。

公用車の導入につきましても、本年度までにEV13台、FCV3台の導入を行っておりますが、今後もそれらとガソリン車との入れ替えを計画的に進めてまいります。導入目標についても、最終的には全ての公用車をゼロエネ化していくことを前提として、今後進めてまいりたいと思っております。

続きまして、浪江産水素の産業活動供給計画などについて、お答えいたします。

浪江産水素、すなわちFH₂R由来の水素の供給計画についてお答えいたします。

現在、FH₂R由来の水素は、道の駅なみえ、Jヴィレッジ、あづま運動公園の3か所の燃料電池へ供給されております。今後につきましても、いこいの村なみえなど、新たな燃料電池を設置する箇所への水素供給についても調整を進めているところであります。

水素製造の拡大及び販売計画につきましては、FH₂Rが現在、実証研究施設であり、安定供給義務者として水素供給事業を行っているものではないという前提もありますことから、現時点で具体的に数量をお示しすることは難しい状況ではありますが、町としましては、丁寧に水素需要を増やしていく取組を進めながら、将来的にビジネスとして水素供給事業が展開できるような施設としていただけ

るように協議・調整を進めているところであります。

次に、水素製造拠点実証実験後に、町内の事業所で水素利活用についての将来像について、お答えいたします。

水素製造実証実験後に備え、その後もF H 2 Rの水素の利活用が十分にあり、持続していけるものであるということを証明するために各種取組を行っております。

町としては、産業、民政、運輸、公共、様々な部門において当たり前に水素が活用されている町を目指していきたいと考えております。

一方、エネルギー全体を水素だけで賄うことは現実的でありませんので、かような再生可能エネルギー、例えば太陽光以外にも水力、風力、波力なども導入を進め、それらの直接利用を拡大すること、そして不安定な再生可能エネルギーを安定的に活用するための調整力として、水素エネルギーをしっかりと活用することが肝要だと考えております。

今後は再エネ及び水素関連施設の産業向けの導入支援策なども検討を進め、事業所等でも水素エネルギーを活用できる仕組みを構築してまいります。それによって、ゼロカーボンシティを実現していくとともに、有事の際にも外部からのエネルギーに依存していない、自立分散型のエネルギー先進地を目指すことも重要と考えて取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問ありますか。1番、武藤晴男君。

○1番（武藤晴男君） 1番、武藤です。

今ほど各質問に対して丁寧な回答がありましたけれども、私から順を追って再質問したいと思います。よろしくお願いします。

まず、1番の町政懇談会で具体的に町民に報告をする考えはあるのかという質問に対して「ある」という回答なので、ぜひ今後も内容をよく吟味し、報告するように努めてください。

追加で言いますと、隣の飯舘村では震災後の帰還者数と老人ホーム入居者数も報告しています。ぜひ参考にしてください。

次に、町政懇談会の説明会を次回開催する予定はあるのかという質問で「ある」とは言っているんですけども、じゃ、いつ頃に、具体的に、町として計画しているのかという回答がなかったので、できればしていただきたいと思います。

2つ目の事業数及び就労者数をどの程度見込んでいるのかというところで、今課長から報告ありましたけれども、一応それについては了承できます。

今後とも各事業所等を含め、就労人口の増加に一層注力をお願いいたしたいと思います。

3つ目の大型介護施設の件なんですけれども、いろんな面、法的な面とか、いろんな目途を考えると、今のところはないというふうな回答なんですけれども、私としては、これから将来的な町を目指す、そういった介護方策として目指すのであれば、いろんな条件はあるとは思いますが、そのほうがよいのではないかと私からは提案いたします。

4つ目の観光立町にかじを切るべきだという考え方は、そういった考え方になれば、新たな町の再生ということが今後見えてくると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、水素タウンですね。町は世界に先駆けて、なみえ水素タウンの構想というふうな質問に対して、これ、私から回答というか、こういったものを聞きたいというのを言うのはちょっと適切じゃないかもしれないですけれども、今現在計画されている柱上式水素供給システムがあるわけなんですけれども、法的な問題でなかなか難しい、めどが立っていないというんですけれども、町としては、あとどのくらいでめどを立たせるのか。今のところ分かっていることだけあっても、お聞きしたいと思います。

あと2つ目として、もし浪江町が災害にあった場合、これからね。今ある燃料電池自動車を含め複数台購入して、災害があったときなどに、小さな発電所として各行政機関とか、そういったところに出張して持ち込んで、お手伝いできないかというのをちょっとお伺ひしたいです。

あと、浪江産水素のF H 2 Rですか、を産業活動計画で前向きに進めるのであれば、多くの人が浪江町に訪問するんですよね、訪れるんですよ。訪れるということは、これから町の活性化につながると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

付け加えて、マスコミ報道だと簡易型水素ステーションが現在の4億5,000万円くらいのものが約3割程度でできるというようなマスコミ情報がありましたので、町としては承知しているのかどうか、お伺ひします。

また、浪江産水素、F H 2 Rですか、の利活用で燃料電池、これ車じゃなくて、エネファームみたいな形の燃料電池としての導入は、これから町として考え、これ、できるのかどうか、お伺ひいたします。

あと、どんな水素タウンを目指すのかというので、私からの具体性がなくて曖昧で申し訳ありませんでした。

再度質問いたします。

まず、町は、ほかの自治体よりも先んじて、水素運用都市として原発依存型の町から水素エネルギー産業を積極的に取り組んで、脱炭素社会を目指すのか、その確認のために質問いたします。お伺いいたします。よろしくお願いします。

最後に、最後というか、帰還困難区域に対する町長の回答なんですけれども、国の基準・指導に伴うと、従うという回答があったと思いますけれども、私のほうから一つ提案というか、意見をちょっと言わせていただきます。

もし国の言うとおりにするとすれば、基準値内で20ミリシーベルトで避難解除されて、例えば5歳の子供が帰還したとします。そしてその後数年で、累積100ミリシーベルトに達したとします。そうすれば、先ほど言いました I C R P 勧告どおり、100ミリシーベルトを累積した放射線量を体内に蓄えとなれば、がんが発症する水準になると思います。そんな大事なことを町は国に強く訴え、町民にも説明することはあるかどうか、お伺いいたします。

2つ目の際除染、フォローアップ除染ですか、フォローアップ除染については、今後もぜひ速やかに実施していただきたいと思います。

例えば一部を除染したとしても、一部のところでは放射線量が下がらない。そこで生活していくようなことはできませんし、たとえできたとしても、そのところだけ狙って生活することは、まずあり得ません。

最後に、ロードマップを示せ。

重ねて言えば、政府及び東電には緻密とも思われる、あと30年先を見越した廃炉計画がある。

なぜ私たちふるさとへ戻すという5年や10年の計画がここでできないのか。または、このことを町は政府になぜ言えないのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。町長。

○町長（吉田数博君） それでは再質問について、私から帰還困難区に関する質問の中での再質問にお答えいたします。

解除された場合、子供さんが100ミリを超えるような状況に立ち至った場合という、その心配はもちろんあるかと思います。そういったために、できるだけ1ミリに近づける、そういった方策を国に要望していくということが、まず1つございます。

そういった中でありますが、20ミリというのを国で示しているわ

けですけれども、その中にあって解除に当たっては、先ほども申し上げましたが、市町村、住民との十分な協議というものもごさいます。その1項目だけに頼るわけではごさいませんが、そういったしっかりした協議を踏まえての解除がつながっていくわけでごさいます。その関係、先ほどもお答えいたしましたとおり、浪江町に帰りたい、もう年齢を考えるとタイムリミットだという方がたくさんいらっしゃると思います。そういった方々にお帰りをいただく、そういうことも大変大事だと思っております、考えておりますので、その辺のバランスを見ながら、しっかりとできる限り線量を下げて、そのことについては県にしっかりと求め、また協議を重ねていきたいと思っております。

それから、フォローアップ除染でごさいますが、様々な心配があるかと思えます。そういった意味では、場合によってはガンマカメラ等の使用も視野に入れて対応を図るべきかと考えております。

それから、ロードマップを示せというただしでごさいますが、そういった意味で、今回の新しい、8月に議決された新しい方針について、しっかりとロードマップを含めた対応を求めていると思っております。

ほかのことについては、担当課から説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、私のほうからは懇談会の資料について再質問ということで、貴重なご意見いただきました。

飯舘村を参考にさせていただきまして、介護施設、それから帰還者数、掲載されているということで、情報につきましては様々な情報ごさいます。

各課で横断的に連携しながら、議員のほうからありましたとおり、その吟味といいますか、必要性を鑑みながら、こういった資料を出していくのかのことについて検討しながら、資料として作成してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 町政懇談会について、返答のための説明会をいつやるのかという再質問ございましたが、ご質問につきましては、基本的にその場でお答えをしております、また一部の具体的なご質問については、後日個別に対応させていただいているものもごさいます。

返答のための開催というご質問でございましたが、先ほど申し上げましたとおり、頂戴いたしましたご意見につきましては、回答も

含めまして、広報なみえ等で広く周知をしてしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 何点かご質問いただきました。

水素の動きが激しいものですから、各委員会で詳しいご説明ができません。

今回の一般質問で不足な点ございましたら、委員会のほうでも引き続き説明申し上げたいと思います。

まず、現在の柱状パイプラインにつきましてですが、水素について今の法規制は余り少ないこともあって、高圧ガス保安法、そういったところで規制はあります。大きなタンクである場合には、主任者を置かなくてはならないといった規制はありますが、今柱状パイプラインについては、全く新しいやり方なので、これについては規制はないということですが、今後、規制が出る可能性があることも考慮しながら、これは安全であるという証明を2年間実証実験をやっているものであります。そういった安全性を実証しながら、例えばR E 産業団地との距離を柱上パイプラインで引っ張ったり、さらには駅前のマルチ水素ステーションから使う場所毎に柱上パイプラインで運ぶ、こういったことを目標に、今柱上パイプラインの実証を行っているわけでございます。

次に、F C V・E Vというのは、変換機があれば電源として使えるものであります。そして、役場でも何個かそれを持っておりますので、当然、災害があった場合、停電した場所に役場の車を持って行って電源を供給するということは、役場本庁の災害時も使いますし、行政区に有事があった場合には、速やかに持っていくということは可能だと思われれます。

次に、水素ステーションの値段につきましては、最初、通常のステーション5億円と言っておりましたが、それが4.5億円ぐらいに下がってきて、様々な簡易な形で許されるような形のステーションが出てきたということは報道で存じ上げております。

当町といたしましても、速やかにステーションの整備を進めていくことが必要だと思っております。

それから、エネファームについてですが、エネファームはパナソニックで今も現在つくっておりますし、その関係の機器でございますが、その後に、今パナソニック等で作っている純水素燃料電池、これは当町で導入している道の駅にあるのを東芝さん、さらにはトヨタ、そしてパナソニック、ブラザー、こういった純水素燃料電池

を取り入れ、いこいの村やふれあいセンターや、そういった公共施設でも、これを使っていくというような取組を環境省の実証実験の中で、今進めているところでございます。

最後に、水素エネルギーを脱カーボンを目指すものにするのかということですが、当然、先ほどのご質問にも答えましたように、水素の電気を保存する力、さらには、水素というのが、ほかの燃料としても使える石炭やLNGと混ぜて混焼することもできる様々な用途のある水素でございしますが、ほかの再エネ、太陽光、水力、風力、波力、これらを組み合わせて浪江町は脱カーボンを目指していくと。そのための一つのカードであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 1番、武藤晴男君。再々質問です。

○1番（武藤晴男君） ただいまの回答に再々質問をちょっと思いますけれども、ご了承いただきたいと思います。

まず、細かな点については、常任委員会等で部門的に伺いしてまいります。

大きな項目で3つ。

まず、これから今後、行政の報告を町民にするかという質問なんですけれども、これは、やっぱり持ち帰りした質問項目が結構あったんですね。

特に国に対しての質問だとか、そういったものがあったわけですから、しないと。しないとというか、広報等ですということとは、やっぱり後ろ向きかなと思いますので、ぜひ今後、いつの段階というふうに今言えないかも分かんないですけども、ぜひ考えていただきたいと思います。

水素関連については、これ質問じゃないですから、ちょっと参考に聞いてほしいんですけども、水素自動車を各町民が購入した場合に町に登録してもらって、万が一のときに、町で招集して災害等に充てるということも一つの考えかなと思いますし、町で補助金出すんですよね。出すわけですから、そういうようなことは当たり前かなと思います。

それと、先日の新聞、ニュースで水素燃料そのものが330円ぐらいで、キロ当たり、できそうだというふうなニュースが流れてきました。ぜひ今後、旭化成さんを含め、浪江産水素の購入を検討していただきたいと思います。

最後に、除染の件で言いますと、町長から回答ありましたけれども、国の20ミリシーベルトが一定の基準だと。それを下回れば順次、

避難指示解除はするんだというふうなお話がありましたけれども、町長、私から一つ言わせていただければ、20ミリシーベルトそのものは安全基準じゃないです。20ミリは安全じゃないんです。ですから、その辺、町としても、国はこう言っているということかもしれませんが、再考していただきたいという私のお願いです。

ですから、国の指導を待って町が動くということじゃなくて、町民が、住民が、町がこうやりたいんだということを国に言ってやれる環境をぜひ構築してもらいたいと思います。

最後に、苦言を言えば、特に原発事故問題は住民が国に言ってくれれば、やってあげるというふうな上から目線は、ちょっとよろしくないんじゃないかなと私は考えているので、重ねてお願いいたします。

以上です。回答ありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 町政懇談会の件でございますが、繰り返しになり申し訳ございませんが、広報なみえ等でその内容や回答について周知させていただきたいと考えているところでございます。申し訳ございません。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） それでは以上で、1番、武藤晴男君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時45分まで休憩します。
(午前10時30分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時45分)

◇ 小 澤 英 之 君

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君の質問を許可します。
5番、小澤英之君。

〔5番 小澤英之君登壇〕

○5番（小澤英之君） おはようございます。5番、小澤英之です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

なお、質問方法等といたしましては、通告書記載のとおり一括質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、質問については、大きく3点ございます。

1点目は、新型コロナウイルスワクチン接種について、2点目がため池について、最後に、意見、要望等に対する速やか取り組みについてであります。

それでは、具体的に質問をさせていただきます。

初めに、1、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスについては、全国的に感染者が減少傾向となっており、福島県内においても感染者がゼロないしは数名というふうな状況になっております。

しかしながら、11月末からでしょうか。感染力が強い新たな変異株であるオミクロン株が発生するなど、まだまだ油断ができない状況にあります。

マスクの正しい着用、手指の消毒の徹底、人と人との距離を保つ、小まめな換気など、基本的な対策の徹底を図ることが大事であると考えますが、その上で、(1)の新型コロナウイルスワクチンについてであります。2回目の接種から時間が経過するとともに、感染リスクや重症化リスクが高くなっていくというふうなことから、医療従事者等、12月1日から始まりましたが、3回目の接種が行われることになりました。

まずは、浪江町として、現時点における1回目、2回目の接種状況について、年齢等に応じてお示しをお願いしたい。

次に、3回目の接種については、18歳以上で2回目の接種後8か月以上、原則として接種となりますが、接種券の発送など、町民・住民への方々への接種に向けた取組状況についてお尋ねをします。

特に今回においては、接種していない方々を除くということになりますので接種券の誤発送、また2回接種して接種券が発送されない等々、そういったことが考えられます。したがって、その対策についてお尋ねをいたします。

次に、(2)の1・2回の接種については、12歳以上を対象として行われておりますが、今後5歳から11歳に拡大されるということです。その接種に向けた取組状況についてお尋ねしたいと思います。

1のコロナウイルスワクチン接種についての最後の質問でありますが、先般開催されました町政懇談会において要望がありました仮設津島診療所におけるコロナウイルスワクチンの接種についてであります。

私は、浪江診療所と同様にワクチン接種が行えるというふうに思

っておりましたが、できないというふうなことで初めて分かりました。

その要望でありますワクチン接種が行えるよう、県・国などとの協議について、現時点における取組状況についてお尋ねしたいと思います。

それから、大きい項目の2のため池についての質問に入ります。

(1) ため池放射性物質対策事業についてであります。

ため池放射性物質対策は、営農再開、農業復興のために必要と考えます。

まず、①として、ため池の放射性物質の除去の状況であります。町政懇談会資料における令和3年9月末時点で、除去済みが14か所、施行中が8か所、設計中1か所の計23か所となっております。最終的に対象ため池は幾つあるのか、お示しをお願いしたいと思います。また、これに関連して実施終了がいつ頃を予定しているかについても併せてお示しをお願いします。

次に、放射性物質濃度の測定結果についてであります。

14か所のため池の測定結果がホームページに令和3年10月14日に掲載されております。施工前・施工後及び低減率が表示されておりますけれども、基準値内、要するに安心できる数値なのかどうか等の点について説明をお願いいたします。また、私もそうなんですが、一般の方が見て分かるような基準値等の説明文を記載すべきと考えますが、いかがでしょうか。この点についてもお伺いしたいと思います。

また、事後モニタリングについてでありますけれども、今後、どのように行いくのか、時期とか回数、これについてもお尋ねをしたいと思います。

次に、2のため池マップ及びハザードマップについてであります。

令和2年11月18日にホームページに、ため池マップが公表されております。また、そのため池のハザードマップについては、本年令和3年5月6日に掲載されております。ホームページに掲載されているだけというふうに私は見ているんですが、こういったことでマップがあるということを知っている方がどの程度なのか甚だ疑問であります。

マップ作成のみで終わっていると思われまので、今後における具体的な活用方法についてお尋ねいたします。

次のハザードマップなんですが、製作日が記載されていません。その場合に誤った判断、それから危険性が反映されていないというふうなことから、危険に遭うことも十分予想されるというふうなこ

とでありますので、作成に当たっては製作日を入れて、最新の状況であるというふうなことを示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、町として、洪水ハザードマップを別に作成していたと思いますが、今後一本化、冊子の中にため池マップを織り込むことが可能なかどうか、お尋ねしたいと思います。

最後に、全般的なことでありますが、縦割りをなくして、担当課の横のつながり、横断的な業務を行うことが必要だというふうに考えますが、このことについて、どのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、最後の3に移ります。

意見、要望等に対する速やかな取り組みについてであります。

意見、要望等については、行政区長を通じて行うというふうなこと、また直接に電話とか、窓口を通じて行うというふうなこと、それから先ほど来、町長のほうから話がありました町長への手紙、11月に始まりましたが、こういったものを通じて行うというふうなことになろうかと思います。

震災前ですと、どちらかというと、行政区長を通じて、ここをこうしてもらいたいというふうなのが多かったのではないのかなというふうに思うんですが、現在の状況を考えますと、本人が直接電話とか、窓口等で行うというのが多いのかなというふうに思います。

そういった場合、本人が直接行った場合、現時点でどういうふうな状況になっているのかというふうなのが、なかなか分かりにくい、分かりづらいというふうなことで、いつまでたっても改善されない状況があるというふうなことについては、町に対する不信感の増長とか、言っても何もやってくれないというふうなことから、諦めですね。そういったもので、提案そのものも諦めてしまうというふうなことになりかねません。

例えば一例を申し上げますと、イノシシにより、例えば側溝が壊れたと。土が中に入ってしまったて、雨が降るたびに近くの宅地が浸水してしまうというふうなことで、何とかお願いしたいというふうな話があった場合、担当課のほうで、まずは現地を見て確認しますと、調査しますというふうなところから入るのかなというふうには思います。その後、町民・住民の方々がその進捗状況を確認した場合、係・課内で情報が共有されていないというふうなこともあって、担当者がいなくて分からないとか、戻ってから連絡するとか、そういうふうなことも一つ考えられる。あとは、自部門じゃなくて他部門との調整もあった場合、そういった回答もなされる。その回答

でもって、改善が図られていないというふうな状況になります。先ほど来述べましたとおり、何もやってくれないというふうなことになりますと、不満、不信感になってしまいます。こうした話が私もちょっと経験をしましたところを聞いてみますと、担当係とか課内において業務量が多い、キャパの問題、それから担当者の能力の問題、その両方、あとは予算との関係というふうなことで、改善がされないというふうな状況が多いというふうに見ております。

したがって、スピードとコミュニケーションを重視しまして、改善を図ることが大事だと考えております。また、すぐにできない難しい案件等については、やはり進捗状況がどうなっているんだというふうな、そういった説明が大事なのではないかなというふうなことで考えています。

したがって、町としてどのような改善をやるのか、お伺いをしたいと思います。

以上、大きく3点の最初の質問を終了いたしますので、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より大きい3番の意見、要望等に対する速やかな取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

5番、小澤議員のご指摘のとおり、町への意見、要望に対しましては、スピードとコミュニケーションを持って対応することが大変肝心であると考えております。

職員もこうした意識を持って真摯に対応に努めているところではありますけれども、意見、要望等の内容によっては予算措置が伴う、あるいは法令等に照らして応じられない場合もございます。

特に個人からの要望等につきましては、行政区長からの場合と異なって、地域で取りまとめたものではないという面もございます、これが場合によっては、地域あるいは町全体への影響も勘案し、慎重な対応が求められる場合もございます。

こうした場合には迅速な対応が難しい、あるいは要望等に応えることができないということもありますが、ご理解をいただきたいと思います。

なお、このような迅速な対応が難しい、あるいは要望に応えられないという場合においては、その旨を丁寧に説明するとともに、場合によっては、必要に応じた対処可能な時期等を示すなど、要望者の理解が得られるよう、しっかりと対応ができるように職員の指導、改善に努めてまいります。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 私のほうからは、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

まず１点目、現時点における１回目、２回目の接種状況についてのご質問にお答えいたします。

11月30日現在で、町内での１回目の接種については、65歳以上が対象者数691名で接種済み653名、接種率94.5%、12歳以上65歳未満は対象者数971名で接種済み814名、接種率83.8%となっております。２回目接種については、65歳以上が接種済み649名、接種率93.9%、12歳以上65歳未満が接種済み810名で、83.4%の接種率となっております。

また、町外の１回目接種については、65歳以上が対象者5,488名で接種済み5,143名、接種率93.7%、12歳以上65歳未満が対象者8,054名で接種済み6,724名、接種率83.4%となっております。２回目接種については、65歳以上が接種済み5,121名、接種率93.3%、12歳以上65歳未満は接種済み6,475名で接種率は80.3%となっております。

次に、２番目のご質問、３回目接種についてのご質問にお答えいたします。

コロナワクチンの３回目接種は、原則２回目の接種から８か月以上経過後の接種となるため、接種券は基本的に２回目接種終了から８か月经過となる月の前月の１日に発送する予定としております。３月に２回目接種を終了した方から順次、接種券や接種案内の発送を開始しております。また、町内の対象者には、事前に３回目接種の意向調査を実施し、日時指定による集団接種を来年３月から行う予定となっております。

なお、３回目の対象者は11月30日時点で、町内で1,454名、町外で1万1,119名、合計で1万2,573名となっております。

続きまして、３点目の質問、特に今回は接種していない方を除くことから、接種券の誤発送が考えられるのご質問にお答えいたします。

国が管理するワクチン接種記録システムVRSの接種登録履歴と町に届いているワクチン接種予診票の情報を突合させ、確実に２回目の接種を完了し、８か月以上経過した町民に対してのみ接種券の発送を行い、誤りのないよう進めております。

続きまして、（２）番の５歳から11歳の接種の件でございますが、11月17日開催の自治会説明会において、国から早ければ令和４年２月頃より小児の接種を開始する可能性があるとの説明がありまし

た。その中で、小児への接種においては、通常の副反応に加え、入院が必要となった場合等に適切な対応が取れる体制の整備も求められております。

しかし、当町単独での体制整備は非常に困難となりますので、今後は県のワクチン接種事務や相双保健事務所、近隣自治体と連携協力しながら準備を進めてまいります。

次に、（３）番の仮設津島診療所へのワクチン接種の件でございますが、現在、県と協議中でございますが、仮設津島診療所に対して、県から独自にワクチンの供給は想定されておられません。また、仮設津島診療所の現体制でワクチン接種を行う場合、通常診療も同時に行うこととなりますので、接種対象者はごく少数となることが予想されますので、これまでの１回目、２回目同様、居住される自治体の接種方法により接種していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 大きな２番、ため池について。

（１）ため池放射性物質対策事業についての①ため池の放射性物質の除去の状況、最終的に対象ため池が幾つあるのか。終了時期はいつ頃を予定しているかについて、お答えいたします。

町内35か所の農業用ため池のうち、貯水内の底質に含まれる放射性物質濃度が8,000ベクレルパーキログラムを超えるものについて、放射性物質対策を行うものであり、特定復興再生拠点外の４か所を除いた事前調査の結果、基準を超えた対象ため池は23か所となります。現在までに14か所が完了し、本年度９か所のため池の対策を実施しております。

完了時期について。

来年10月末の完了を予定しております。なお、特定復興再生拠点に入らない帰還困難区域のため池については、避難解除のめどがついた時点で調査を実施する予定です。

続きまして、②放射性物質濃度の測定結果について。

基準値内、安心できる数字なのか、説明を求める。また、一般の方が見て分かるよう基準説明文の記載。それから、事後モニタリングについては今後どのように行っていくかについて、お答えいたします。

農業用ため池は、取水管理や貯水機能を維持するため、取水栓の操作及び堤体等の点検、除草と、必要に応じて貯水池内の土砂上げ等を行う必要があります。これらの作業は地域の農業者が担っております。ため池の管理作業を行う上で、農業者が線量管理を行うことは

困難なことから、放射性物質対策を実施し、特定汚染土壌等取扱業務の指標である1万ベクレルパーキログラムよりも低い8,000ベクレルパーキログラムを超える土壌等を除去することで、農業者の被曝を防ぐこととしております。

ホームページに掲載しております放射性物質対策事業の測定結果につきましては、管理地点において排泥を行い、検査機関で計測し、全ての地点で8,000ベクレルパーキログラムを下回っていることを確認しております。

ホームページの測定結果については、議員ご指摘のとおり、基準値の説明がありませんでしたので、説明を追加いたします。

また、事後モニタリングにつきましては、国がため池モニタリング調査を年1回15か所実施しており、継続して行うよう要望しております。

令和3年9月に公表された令和2年度の国のモニタリング調査結果において、対策工事が完了したため池2か所から基準値を超える放射性物質が確認されております。原因としては、大雨等の影響で山林等からの土砂流入により放射性物質の影響を受けていることと想定されます。

なお、対策工事実施後にモニタリング調査で基準値を超えた目倉沢第1ため池、古堤ため池の2か所及び国のモニタリング調査時期が対策工期中ではありましたが、施工自体が完了して基準値を超えていた関ノ倉ため池1か所の計3か所については、今後、詳細調査、実施設計を行う予定としております。

国のモニタリング対象外のため池については、事前調査において基準値未満で対策工事対象外のため池4か所、対策工事完了後でモニタリング対象外のため池3か所の計7か所について、国のモニタリング以外ということで、町が基礎調査を新たに行う予定です。

続きまして、(2)ため池ハザードマップ及びハザードマップについてホームページの掲載のみであり、マップがあることを知っている方がどの程度なのか。今後における具体的な活用方法について、お答えいたします。

ため池ハザードマップにつきましては、現在ホームページに掲載しております。

議員ご指摘のとおり、これだけでは町民の周知が不十分な点もございますので、今後、区長など地域の代表の方への説明を行い、求めに応じて内容及び活用方法についての地域説明会などを検討してまいります。

続きまして、②ハザードマップの製作日を入れて最新の状況であ

ることを示すべきについて、お答えいたします。

各ため池ハザードマップの作成日につきましては、議員ご指摘のとおりでありますので、作成日を明示いたします。なお、避難場所や行政機関連絡先については、全て現時点の最新の情報となっております。

続きまして、③洪水ハザードマップの関係で、冊子の中にため池マップを織り込むことは可能なのかについて、お答えいたします。

洪水ハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域と水深を示しております。一方、ため池ハザードマップは、地震による損傷や貯水能力を上回る雨水の流入によりため池堤体が決壊した場合、最大でどの程度の浸水範囲と深さになるかを解析したものです。

そのため、条件が同じでないことや被害想定範囲の表示が重複し、分かりにくくなることが考えられるため、洪水ハザードマップにため池ハザードマップを折り込むことは想定しておりません。

続きまして④、横のつながりが必要と考えるがについてお答えいたします。

ため池ハザードマップや洪水ハザードマップ等の周知方法については、総務課と緊急時の避難対策として有効に活用できるように調整してまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。再質問。

○5番（小澤英之君） ただいま回答いただきましたが、何点かについて質問、確認をさせていただければというふうに思います。順を追って確認させてください。

まず最初に、浪江町の接種状況、80を超えているというふうなことで理解をいたしました。

それから、3回目の接種に関してでありますけれども、VRSですか、システム、ほかのところでも使用して、もちろん全国的に使用しているんで、その信頼度というかそれは大分高いのかなというふうに思いますので、あとはその人為的な問題が起こらないよう注意をして、誤発送等々ないようにお願いしたいというふうなことです。

それから、今後、5歳から11歳に接種が拡大される、予定では来年の2月というふうなことのようなんです、今まではどちらかというと接種する本人が受けるか受けないかを選択していたかと思います。5歳からというふうになりますと児童ですね。そうするとトラブル、要するにいじめとか、受けないからどうのこうのとか、そ

ういうふうになった場合の相談体制とか心のケア関係についてどういうふうに考えていらっしゃるか、そこを確認させていただければと思います。

それから、仮設津島診療所についてでありますけれども、今のところ進展がないというふうな回答でありましたが、コロナについてのワクチン接種については、今後、インフルエンザと同じように毎年接種することになるのかどうかにもよりますが、やはりあそこの津島診療所の今後の、何ていいますか、利用率というか、そういった面も含めて今後取り組んでいただければなというふうに思いますので、ぜひ前向きお考えいただきたいというふうに思います。

それから、次のため池の関係なんですけど、数等々については今、説明がありました。

1点、拠点外についてのため池は、今後どうなるかというところがあるんですけど、当面对象となる拠点外のため池については数ですね、取りあえず数、どこの地区にどういうふうにあるのか、その辺、お分かりでしたらばお示しをお願いしたいというふうなところですよ。

それから、最後の3番目の意見要望等に対する取組についてですけれども、町長のほうからご回答をいただきました。

私が一番、結果ももちろんそうなんですけど、プロセスですね、今どうなっているんだ、だからこういうふうに、例えば予算的なことで今予算措置をしているからもうちょっと待ってくれよとか、そういった経過といいますかですね、それがちょっと私は大事なのかなと。それが分からないんで、何もしてくれないんだなというふうなことで取ってしまうというふうなのが多いのかなというふうに思いますので、できればちょっとこれは私個人の意見といいますか、私見といいますか、総合窓口みたいなのを設けていただいて、そこが窓口となって担当課につなぐ、担当課のフォローをする、でその担当課の窓口が住民の方に今こうなっているんだよというふうな説明をする、こういったのがあればなおいいのかなと。

松戸市に、すぐやる課というのがあるんですけど、そこまでは求めません。求めませんが、その状況が分かるようにそういった専門の窓口、相談窓口みたいなを設置することについて前向きな考えをしていただければなというふうに思います。

何点か、質問等、確認点等がありましたので、この件に関してお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より今、意見要望についての再質問でございますが、議員のご指摘のとおりだと思います。そういっ

た中で、やはり経過の説明が一番肝要かと思しますので、やはり担当者、つまりこの要望についてはこの方が担当しますということで要望者が理解を入れる、もしできないようであればできない、やるならいつとかそういった明確な経過を含めた説明を各担当者がしっかりと責任を持って対応するように今後指導してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 5歳から11歳の接種後の心のケアでございますが、この点については教育委員会と協力しながら、町内においては恐らくまず保護者へ意向調査を行い、その後、接種という形になると思いますが、その中でも集団ではなく個別で診療所等を利用しながら、誰が接種済みか、誰が接種していないか、なるべく分からないような状況で接種を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 拠点外のため池がどこにあるかというところで、名前等についてお答えいたします。

まず、井手地区にございます白砂子第1、それから白砂子第2、それから山田前の井手地区の3か所及び赤宇木地区だったかと思えますけれども、小阿久登ため池の計、合計4か所になります。

以上でございます。

○5番（小澤英之君） 以上で一般質問を終了させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で5番、小澤英之君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時24分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 1時00分)

◇ 佐々木 茂 君

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君の質問を許可します。

[8番 佐々木 茂登壇]

○8番（佐々木 茂君） 11月23日まで町長はじめ職員の皆さんが町政懇談会のほうにご出席されて、お疲れさまでしたと申し上げたいと思えます。

いろいろご意見を町民からいただいたと思います。その中で、今、町としてどういうことをそうした質問された方々に対してお答えすべきなのかどうか、いろいろ悩まれている面もたくさんあるかと思っています。

それで、懇談会の意義や町長としてその感想をぜひともいただきたいと思います。お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、ただいまの町長としての感想というご質問でございますが、今回の町政懇談会及び帰還困難区域に関する説明会には、496名の皆様にご参加をいただきました。前回の参加者が91名であったことから考えると、今回、同時開催で行った帰還困難区域に関する説明会への関心が高かったことが参加者の大幅増につながったものと思っております。

午前中に行われた町政懇談会においては、町の取組に対するご意見や要望を多数いただきましたが、おおむね町の進める復興の状況についてはご理解いただいたものと思っております。

また、午後から行われた帰還困難区域に関する説明会においては、先ほどから申し上げているとおり、国の方針への期待、そして不安から多くの方々にご出席をいただいたものと考えております。

これまで面としての避難指示解除に大きく異なっていることから、手を挙げる方式となったわけですが、より大きな調整が必要になってくると考えております。方針が変わったことに対して制度の説明、帰還意向の確認、安心できる生活範囲等について、町民に寄り添った丁寧な対応を求めていく必要があると考えております。

特に、営農に必要な水路や中山間地域が多いことなど、非常に難しい課題がございますので、しっかりと対応していくように今後とも国に強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 町長が、今申されたこと、さらに先ほどの行政報告でもありましたように、こうした避難をしている先々でご意見を賜ったわけですので、どうか1つでも前進させるために町政の役目として取り入れていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

町政懇談会の内容について、町民に配布したらという質問も差し上げたと思いますが、これは武藤議員と重複いたしますので、これは質問はいたしません。

それで、町としてというか、町長は大変申し訳ないんですが、東京の会場で職員は宝だと、こうお話をされたように思います。その

真意を町長、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 真意という話ですが、質問の通告にないものですから、今、戸惑っておりますけれども、正直申し上げて職員も大変な失礼な言い方ですが、避難者の一人であります。その甲斐があって、やはり自分の責任としてこの復興を成し遂げる、そういう思いでしっかりと取り組んでいただいていると、そのことに対して今後復興を成し遂げる大きな力になっていただいている職員は、町の宝だという表現をさせていただきました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 本当にそのとおりだと私も思っております。やはり町民全員が大震災及びこの放射能災害に苦しんだわけであります。もう10年8か月経ちました。その中で職員の皆さんは、仕事に精励されていることは理解をしております。同じ被災者としてお見舞いを申し上げるという言葉は不適切かもしれませんが、同じ思いで町政の進展にご努力されていることはこれに対しては感謝を申し上げたいと思っております。

続いて、将来の町の財政について、私はちょっと心配事があります。それは復興関連の施設としていろいろな施設が立ち上がってきました。しかし、このランニングコストなどをどのように考えていったらいいのか。例えば、町が2万人の町にもう一回戻るといえるのであれば、それはある程度の財政的に余裕があるんだろうと思いますけれども、今1,750人ぐらい、さらに10年後8,000人、その過程においてランニングコストに見合うこの財政の見通しはもう既に立っているのかどうか、それについて伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

これまで請戸漁港の水産業共同利用施設、浪江にじいろこども園、木材製品生産拠点、カントリーエレベーター、道の駅なみえなどの整備を進めてまいりました。また、旧ふれあいセンターなみえの敷地へ整備を行っております介護関連施設、アスレチック施設、公民館・図書館機能を持つ施設は、令和4年度に開所する見込みとなっております。

一方、大規模酪農復興牧場、浪江駅周辺の整備事業など、引き続き復興関連施設の整備が継続する見込みとなっておりまして、各施設の整備完了はまだまだ時間を要するものと考えているところでございます。

これまで各公共施設の整備に関しましては、過大な施設とならないよう、また後年度の維持管理が負担とならないよう留意しつつ進めてきたところでございます。また、運営に関しましても、管理方法の工夫や受益者負担の適正化によって、町財政への負担が増加しないよう進めてきたところでございます。

今後も引き続き財政負担へ留意しつつ、「住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向けて必要となる施設について適切に整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 見通しというだけで、この長期収支計画的なものをつくられておりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 長期収支計画というものは作成してございません。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今までの町ではないということを私は申し上げたいと思っているんですよ。例えば丈六公園、私は要らないと思っているんだけど、形だけでいいと思っているんですが、施設が造られ、維持管理費、草を刈ったりそういうことをしなくちゃならない。前にやった答弁では、高瀬行政区の人たちに草刈りをお願いしたいというような話も出たかと思います。まだ、それは話が決まっていないけれどもという話がありました。

さらに、カントリーエレベーター2つできたということで、1基は大体300ヘクタールぐらいに対応されるようなものだというような説明を受けたかと思いました。現実、先ほどの町長のご報告では180ヘクタールまで達していないぐらいのお話がありました。結局、2基あって、2基稼働させたとしてもそれは十分に機能を果たす、果たさない、こうした負担なんかもたくさんあると思います。

復興牧場についても、町が誘致したような形になっているけれども、これは迷惑牧場と言われるぐらい南相馬市では反対をした。それにばくついたのは浪江町で、そして施設を町が造ると、それを貸与して、年間500万円しか入ってこない。法人ですから、法人住民税みたいな形で町に財政が入ってくるんだろうけれども、町では500万という数字しか、の説明もありましたよ、前。けれども、その維持管理とか何かは、事業者が全部やるというのはちょっと変だなという面もあるんですよ。公共施設であるわけですから。公共施設のその維持管理には、公共施設が手を出さないわけにはいかな

い。町の財産であるわけですから。100億円と言われる、牛とか子牛を売ったり、肉用牛を育てたり、牛乳をつくったりして、100億円企業だと私は聞いております。だけれども、500万の賃料で果たして、造るのはいいと思いますよ。町のお金といえども国から全額で来るんでしょうから。

でも、今後はその運営に対しても私はおかしいと思っています。ああいうものは、町の子供たちが遊べるような牛、馬やポニーとかそういうのを10頭、20頭を置くぐらいならいいんですけれども、企業ですから、酪農組合といえども企業です。これで500万です。幾ら金かけるんですか。そういう問題もあります。

同様に、ふれあいセンターの子供の遊ぶ場所といっても子供が少ないですね。他町村から浪江町に来て遊ぶ子供なんていない。どうも建物を造るためにボルダリング施設だとか何とかこじつけたような内容になっています。

それで財政健全化に向けて、私は将来、皆さんから頂いた税金の財調とかいう貯金があります。東京電力からの賠償金も積み立ててあります。これをどんどん食いつぶしていくんじゃないかという心配をしているから、こういう質問をさせていただいたわけです。

それでは、2035年、人口8,000人と、どのようにこの実現をさせるために皆さんは考えていらっしゃるかと。産業振興課長も先ほど、武藤さんの質問ですか、ありましたけれども、企業誘致に邁進すると。でも、この間の説明会では、現在、企業誘致されても250人程度の雇用だと、今の時点では。ということは、10年で8,000人の町の人口をつくれるのかということを疑問に思いましたので、どういう方策でこれをさらに推進させるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

平成28年3月に作成いたしました浪江町人口ビジョンにおきまして、一定の仮定の下、2035年の居住人口を8,000人とする目標を掲げたところでございます。その後、本年3月に復興計画第三次を策定しまして、「町のこし」から「持続可能なまちづくり」へと復興をさらに先へ進める計画といたしました。

復興計画第三次では、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」を基本理念といたしまして、現在、町内に居住されている方が引き続き住んでいたいと感じていただけるような、また町外で避難生活を余儀なくされている方がもう一度浪江町に戻って住んでみたいと感じていただけるような、加えて新たな移住者の方にも住んでみたいと感じていただけるような、町の魅力の向上

に努めてまいります。

こうした理念の下、復興計画第三次に基づき各施策を着実に推進することが居住人口の増加につながると考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 「住んでみたいまち」という言葉がありましたけれども、確かにそのとおりだと思います。産業振興課長が先ほど話した日立化成跡地に入ってくる会社の従業員は浪江町に住むと。

しかし、私が思うには、浪江町全体が放射能の安全宣言を国が確実に出さない以上は、住む人もいるでしょう、でも、他町村から、市町村から浪江に通って仕事する人もいるだろうと。つまり、昼間人口は確かに増えていくのかもしれませんが。しかし、夜間人口が減ったのでは、まちづくりとはならない。

町というのは、私の持論ですけれども、夜つくられるんですよ。夜つくられるということは、そこに人が住むということ。住むから夜の町が、飲み屋さん小料理屋さんいろいろ進出してきて、お客さんとなって、その人たちも定着して。ですから、昼間人口を増やす政策であれば、この町の将来はなかなか難しいんだろうとこう思っています。それに特化するなら特化してもいいんですよ。税金が上がるわけですから。そういうことも今後ぜひ考えながら、人口増加に向けて努力していただきたいと思っております。

この計画は、国際教育研究拠点構想を浪江町に立地するということをイメージしてつくられている計画ではないですか。それを質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

議員おただしの国際教育研究拠点につきましては、浪江町人口ビジョンや復興計画第三次を策定した時点におきましては、誘致を想定したものではありません。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） それならそれで結構だと思います。もし想定していたら、こんなことも聞いてみようかと思いました。しっかりしていないですね、この構想自体が。県が止めてしまったり、誘致場所を黙り込んだりですね。あとどういう教育拠点にするのか、また概論だけで本論に入っていないような気がしています。

私はどうしてもこの研究拠点が必要であるというのは、そこで働く人が研究者が増えるということ、研究者というのは遠くから通わない。なるべく近くに住んで、近場で生活して、自分の好きな勉強

に邁進したいということがあるものですから、定住人口を増やすということは、そうした教育拠点みたいなものをしっかりと誘致しなくちゃいけない。その教育拠点の研究拠点の誘致、これ質問にないんだけど、ちょっとでいい、頑張っているでも一言でもいいからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 質問者に申し上げます。

通告にございませんので、止めてください。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） じゃ、今、引っ張り合いになっている浜通りに立地することなんで、ただ、町がその誘致に向けて町長を先頭にして、企画財政課長、いろんな方々が夢中になって国に働きかけているのかどうか、そういうことを聞いたかっただけであって、質問内容にないということでお答えいただけないというのであれば、それはやむを得ないことだと思っております。

あと、計画人口が結局達成できないと、町の財政、つまり公共料金の値上げとか、地方税の値上げ、こういうものにどんどん響いてくるのではないのかなというふうに考えております。現時点で、介護保険料は免除されておりますけれども、例えば郡山に住んでいる方、郡山市と今の浪江町との差が3,500円、月々あるというふうな話も聞いております。

北海道の夕張市は、炭鉱が閉鎖されたがために非常に人口が10万人の町が1万人を切ってしまった。そして、何とかその人口流出を食い止めようと思って、いろんな施設を造ったわけですよ。それは皆さん、ご存じだと思います。しかし、そのために公共料金を上げざるを得なかった、町民税を上げなくちゃいけなかった。浪江町もそういう形になってくるのではないというふうに私は危惧しているんですよ。

先ほど、町長が皆さんが宝だと、こうおっしゃっていただきました。そのとおりだと思います。だけれども、その宝である皆さんの給料まで減額せざるを得ないような町になってしまうのではないかと、こう私は心配しております。

それで、お聞きしますけれども、値上げにならないようなまちづくりに可能かどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

住民負担の算定に関しましては、各種サービスの利用状況、関係法令の改正状況、町または公営企業の財政状況など、様々な要因に基づき決定されていくものと考えてございます。

町といたしましては、魅力あるまちづくりや移住・定住の推進などにより計画人口の目標に向かって進めてまいりますとともに、健全財政を維持し、さらには必要に応じて国等への財源支援の継続を求めていくことにより、適正な住民負担となるよう努めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。なるべく赤字再建団体にならないようなまちづくりを皆さんにお願いしたいと思います。

それと、9月、私の質問で国際医療センターのようなものをできないかというお話をさせていただきました。先ほど、武藤議員からも大規模な介護施設を誘致して、一つの企業として誘致したらどうかという質問にできませんと、介護福祉課長が言ったけれども、やはり人をなるべく早く増やすためには、人をたくさん必要とするようなそういうような企業であり、そういうものを誘致すると、こういう考えに少し頭を切り替えるという考え方も私は必要ではないのかなと、こう思っています。イノベーションコースト構想には、医療とか創薬とかそういうものが目玉にあるわけですよ。原町には、もう原町というか南相馬市には医大が創薬センターを造る、東北大学も出てくるようです。

けれども、浪江町は、これは案なんだけれども、仮定の話です。そうした国際医療センターとして世界の金持ちが浪江に来て、医療を受けて帰ると。そこで働く人は1,000人は必要だと。家族も含めればあつという間に5,000人になります。そういうふうな思い切った切り替えが必要だろうと思う。今、工場を誘致していても、その工場の中で働く人は何人いますか。ほとんどオートメーション、AI、ロボット、あまり要らないんです。そういう時代になってしまった。だから、50社、例えば浪江に来たからといって、50社で何人働けるんですか。多くて5,000人。でも、この半分は他市町村から働きに行っています。

ですから、やはり物事を考えるときは、段階を追って考える必要もあるけれども、今、国の勢いを借りるんであるならば、やっぱり必要なものは必要だと、まちづくりに協力してくれとこういうような形で考えを改めていただければ大変ありがたいと思います。答弁は要りません。

次に、学校教育についてなんですが、今、創成小中学校、にじいろこども園、これがありますけれども、相当金が入っているんだろうと思っています。

しかし、避難解除されたところは、大堀の一部と加倉まで、西は

ですね、あとは沢上も含めた立野、小学校まで、私、昔、教育委員会に聞いた。小学生が片道4.2キロまでだそうです。歩いて通える距離。でも、町としてはなるべく帰ってきてくださいと言っているわけでしょう、子供も含めて。なかなか難しい面がありますけれども。

そうした問題を解決するために、今日明日の問題じゃないです。10年後でもいいんです。浪江の小中学校をやっぱり線路から西側に1つ造るような計画をぜひ取り入れていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 議員おただしのとおり、状況の変化に応じた対応する準備につきまして、その必要性は認識しているところであります。

まず、現在のなみえ創成小学校、なみえ創成中学校の設立の考え方についてご説明させていただきたいと思います。

町に帰還後の町立小中学校の在り方につきまして、平成28年度、浪江町町立小・中学校に係る検討委員会、これを組織いたしました。町立の小中学校の在り方の適正を図るための基本的な事項について検討していただきました。平成29年2月でございましたが、パブリックコメント等も踏まえまして、同委員会から答申が3つの柱でなされたところでございます。

1つは、学校再開ということが、全町一丸となった復興・創生となるため、帰還後の再開校を新設校、新たに設ける学校として小中学校を1つの校舎に集約して、学校を再開するということ。

2つ目は、新たな学校は、これまでの学区にとらわれない学校とし、各地区や学校の実績、歴史、文化などを継承しつつ、地域の中で新しい学校とすること。

3つ目は、今後の避難指示解除や町の復興、そして周辺の市町村等の状況の変化、それに伴い町内外から幅広く児童生徒を受け入れる学校とすること、というように大きく3つ答申がなされました。

これを受けまして、平成30年4月に、町内全域を1つの学区とするなみえ創成小学校・なみえ創成中学校、これを新設したところであります。

また、地理的な観点から申しますと、通学についてもスクールバスにより、学校近くの復興住宅等にお住まいの方以外ですが、町内の各地区からはもちろん、町外からの通学についても町内同様に通学支援を行っているところであります。現在、多い学年で7名、最も少ない学年で1名というところで、校舎の許容人数につきましても

十分に余裕があるところがございますし、ご提言いただきました将来の教育の場、また教育環境につきましては、帰還者、また移住者等の動向等を注視しながら今後の状況の変化、これを想定した対応など、検討の準備は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今、学校のキャパシティーというか、能力はまだまだあるんだよというようなお話をされました。さらに、スクールバス等で対応させていただいていると。

しかし、今の時代、スクールバスというと時間が決められているんですよ。町に人を呼びたい、帰ってこいと言っても、実は権現堂の地価が高止まりしちゃっている。この空いている土地を若い人たちが買って、家を造ることができないから、必ず郊外に行く。町を発展させるということは、東に延びる町は発展しないんです。西に延びる町は発展するんです。そういうことを考えて、例えば川添や上ノ原とか小野田地区に家族で帰ってきたとしても、やっぱり地元の学校に進みたいというのは、皆さん、思うんじゃないですかね。あそこは創成なんて言っているけれども、あくまでも昔の幾世橋中学校、請戸中学校と合併したところなんですよ、東中となったら。あそこだって津波の痕跡は来ているんです、あそこまで。

いろいろな面を考えて、やはりこの町の中心部をまず活性化させるんだという行政の強い意気込みを感じるから、やはり町のど真ん中というわけにはいきません。やはり、線路を挟んでまたぐような形でもいいですから、西側にもやっぱり、今から将来のことを見据えて、やっぱり学校を創設するというような方向性をぜひとも町の様子を見て、動態を見てじゃなくて、町をつくり上げるんだという強い意識がないと、そういう問題が解決しないです。ぜひとも努力をしていただきたいと思います。

続いて、浪江高校、県立高校ですけれども、昔は今の浪江小学校のところにあったとき、私は知っているんですけれども、あそこにあったんです、ど真ん中に。それから、ここに来た。そして、酒田に行った。でも、あそこ、もったいないと思ってずっと見ている。町の子供たちの声が聞こえない、若い人の声が聞こえない、若い人が通って勉強する場がないと、まちづくりで一番大切なことは、若い人がいるということなんです。その若い人を定住させていくために、今後、拠点構想でも何でもいいんです。この町に住んでみたい、住みたい、生きていくんだという証をつくるためには、浪江高校をやっぱり県と相談して、開校の準備というんですか、そういう方向

もぜひ検討していただけないかと思っています。

双葉郡に6つかな、高校あったと思います。ふたば未来学園だけでは、いや、南相馬に小高に行けばいいんじゃないか、原町に行けばいいんじゃないかというのは簡単。でも、私は高校生が欲しい。この町のまちづくりのためには高校生が欲しい。浪江に通ってくる高校生が欲しい。双葉高校は現在中断されていますけれども、双葉高校、一旦浪江高校を復活させて、預かりとして、双葉町が将来に向かって大きくなった場合、それは分離、独立させるというやり方もあると思います。ぜひ、この件は譲れないんだ、私としては。それについてお聞かせください。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 高等学校につきましては、県教育委員会の所管でございますので、町での再開についての決定権はございませんが、郡内の高校はそれぞれの町の中心として復興に欠かせない役割がございます。積み重ねられた伝統は、住民の方々の心のよりどころであったと思っております。将来的な帰還を前提とした検討をしていただくよう、双葉地区の教育長会、それを中心としました福島県双葉郡教育復興に関する協議会として、これまでも要望させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ぜひ、双葉郡の教育長会議とか、教育委員会の集まりで双葉郡に1つじゃなくて2つ欲しいよねというような方向で県のほうにも働きかけていただきたいと思います。最初は1クラスでいいんです。1クラスから始まっていいんです。あとは、小中高連携で行ってもいいんです。そういうのはいろんな考え方があろうかと思います。ただ、私は若い人、子供たちの声が聞きたい、子供たちが歩く町が見たい、こういう一心でこの質問をさせていただきました。多分、町長、同じ意見だと思います。頑張ってください。

それでは、次の質問をさせていただきたいと思います。

実は、帰還困難区域、今、線除染、やっていますけれども、今度は拠点整備が終わると、今度各自、自分の不動産は自分で守るという形になろうかと思います。そういう発言が東京の会場でも職員の皆さんからありました。

しかし、解除されていないところを線除染して、非除染とか家の解体によってそこでどうやって不動産を守っていったらいいのか。帰れないわけですから、帰れないわけというか、帰っていけない、

そこで作業してもいけないような状況の中で草刈りをしなさい、草木をもいできなさい、これでいいのかどうか、これについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 拠点区域につきましては、拠点区域が解除された場合には、既に避難指示が解除された区域と同様に所有者の方に管理していただくことになるかと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） だから、それは分かる、今課長がおっしゃった話は分かります。

ただ、復興組合に委託して、補助金を出しながら、そこを予算を守っていただくそういうやり方もあるかと思いますよ。ただ、ぶん投げっぱなしにして、今度は税金取ってくるわけですから、税金は取られるは何もしてくれないんじゃない、これはちょっと情けない話だと私は思っています。

ですから、草木、資材、村への補助をしながら、国が安全宣言出されるまで、農地や宅地、不動産の管理ができるような方策をぜひとも考えていただけないかと、このように思っています。答弁は要りません。

有害鳥獣にいきたいと思います。

荻野地区全体で約30頭以上のお猿さんがおります。これ私もよく会うんですが、私の庭でも30頭ぐらい遊んでいます。あちこちで花火を鳴らしたりしています。

しかし、山麓線から東側に来た猿は、幾世橋まで行っているはずです。もう人間の食べ物や人間の生活を味わったものが山に帰るなんてあり得ません。野生動物というものはそういうもの。

それで、この駆除、どうしたらいいのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

町内においては、猿の群れとして主に南相馬市小高区との境付近に出没している川房群130頭、県道35号線付近に出没している山麓群100頭の生息を確認しております。ご質問のとおり、荻野地区を中心に、その他地域においても目撃情報が寄せられており、その都度、追い花火などの対策を実施してきたところです。

ニホンザルについては、法律上、狩猟鳥獣となっていないため、登録狩猟及び有害鳥獣による捕獲はできませんが、個体数調整としての捕獲は可能となります。今後、交付金を活用したニホンザル管

理対策事業を実施する予定です。

本事業は、ニホンザルの群れの生息状況調査と初年度に約30頭の捕獲を目標としており、今後数年にかけて実施していく予定となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 年間30頭。でも、解除されて何年になりますか。帰ってきた人の荊野地区を中心に家の上に上がって、屋根瓦にしがみつくと、揺さぶったり、窓は開けるは、中に入ってくるは、実は昨日、私の知り合いが3人、酒田のほうに引っ越してきました。ふるさと浪江に帰りたいといことで来ました。電話が来ました。猿がいて、怖くて何で浪江に帰ってきたのと子供に言われた。

私のところも、いつも群れが来るか分からないんですが、窓を開けられない。夏場でも閉めておきます。それは、猿が勝手に戸を入れて、こんにちはと入ってくる、これを放置したんじゃ。

イノシシは大分減りました。今、荊野地区に3頭か4頭しかいません。ハクビシンとかアライグマはたくさんいます。

でも、猿だけはどうにもならない。もし、この猿に家に入ってきて、家の中をがちゃがちゃにしたとか、いろんな農作物、せっかく家庭菜園をつくったのに農作物が荒らされたりした場合、これ補償の対象になるんですか、ならないんですか。これ聞きたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

町が実施する有害鳥獣捕獲活動の対策中などに誤って捕獲隊などが町民の財産に被害を生じた場合は、賠償の対象となりますが、猿等が被害を与えた農作物への賠償については、賠償の対象となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かにそういう答弁は、15年ぐらい前にも聞いたことがあります。

でも、私有の財産に対して、国は管理計画があるから、県も同じことを言います。町は駆除したいけれども、そういう計画に基づいて、じゃ、猟師に撃たせたいと、狩猟法違反になるから駄目だと。どこに不満をそのぶつければいいんですか。

私も一応猟師の一人です。撃ちたくて撃ちたくていますが、どうもこの間、町に相談したらやめてくださいと、狩猟法違反になって免許取上げですよという話を伺いました。

もし、猿が通行人とかその家の人に危害を加えたら、そのときは

どうされますか。お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） そういう状態にならないように、町としても対策を進めてまいりたいと考えております。県や国に対しても、現状は大変困っていると。何とか対策を進めたいという話は、常に相談させていただいております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ぜひ、課長、頑張ってやりましょう。私も猟師の一人ですから、ご協力できるところはご協力しますから、駆除をやっぱり本気になってやらないと駄目ですよ。仮に、浪江町に住もうかなと思って来て、土地を探したり、そこら辺、車で歩いていて、猿の軍団を見たら、みんな飛び上がる、帰っちゃいますよ。せっかくみんなでまちづくりをしようとしているのであれば、やっぱりいる場所といてほしくない場所を、野生動物に分からせるために駆除すべきだと、アライグマもしかり、ハクビシンもしかり。しっかりと駆除しない限り、減ることはないんです、駆除しても。この解除された地区にいる動物が駆除されたからといって、野生の動物が減るわけじゃない。あまりにも増え過ぎたからです。これをちょっと頭の中に入れていただきたいと思います。

最後となりますけれども、今、浪江町の狩猟人口は3月末で41名です。私がこの猟友会に入っていますけれども、私は下っ端なの、年は67だけれども、これでも下っ端なの。下っ端ということは若いんですよ、これでも。つまり、若い方々がこの放射能を食った鳥獣を狩猟の対象としてやりたくない。そういう人が多いから、なかなか入ってこないんですよ。

それで、こうした狩猟をやってもいいよという人が1人でも多く増やさなければ、将来の鳥獣の管理計画についても影響を及ぼしてくるのではないのかということで、やはり鉄砲の更新なり練習とか、免許でそういうものを合わせると年に大体5万ぐらいかかる。その2分の1ぐらいは補助対象にしたらいかがかなと思っていますが、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

さきの9月議会においても、答弁させていただきましたが、狩猟従事者の確保については帰還町民の安全確保、農業者の営農環境整備に直結する問題となりますので、猟友会及び捕獲隊と意見交換間を重ねながら、他自治体事例も参考にして、令和4年度当初の制度

構築を進めてまいりたいと考えております。

今後、調整は必要となりますが、新規取得者への補助にとどまらず、既に免許を有している方にも活用いただけるような制度としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。

今、一部の人たちだけで話をしてはならないと思っていますよ。猟友会にしても町からどういう話が来ているのか、県からどういうご指導をいただいているのか、全然分からない。報告もない。ですから、その中で一部の人たちと話を進めないでほしい、こう思っています。

最後になりました。役場職員の方で狩猟免許を取りたいという方も何人かいるように聞いておりますけれども、昔は二、三人いたんですよね。ぜひ、これは答弁は要らないと思うんですけれども、狩猟免許を取って、駆除隊と一緒に同行していただいて、実態を把握するためにもぜひとも職員の皆さんにもこの免許を取っていただきたいなと考えています。

それで、私は役場の職員は、鉄砲撃ちに入っているんじゃないんだという話もあります。趣味・教養の一つとしてぜひとも免許を取っていただきたいと、こういうことをお願いしまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 続いて、11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

11番、渡邊泰彦君。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可を得ましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

今回は、浪江町の観光資源という題でご質問させていただきます。

浪江町において復興に向けたプロジェクトが急ピッチで進められています。また、様々な観光資源と呼ばれるものも開拓され、そもそもあったものを新しく観光資源として見直しているというのももちろんございます。コロナ禍も若干収まったというか、縮小傾向になって外部からのお客さんももう大分ここに来て増えているなとい

うような印象があります。

そこで、まず観光客、要するに町民を含め交流人口、関係人口にカウントをされている方々の宿泊の要となっているいこいの村なみえ、これ昨年の決算状況はちょっと細かい数字になって申し訳ないんですが、収入が3,188万5,993円、支出が7,297万3,110円、これ純損益、要するに損失とすると4,108万7,117円でした。この決算の数字に関して、町はどのようにこの数字を理解しているのかなと。

それとこれ、決算監査、これ受けているわけですがけれども、そのときにこういったご指導をしたのかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

令和2年度期の決算状況につきましては4,100万円の赤字となり、大変厳しい経営となりました。

要因としては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、宿泊客、来客が激減したことによるものを大きな要因と認識しております。

運営経費の削減に努め、去年で言いますと新たにオープンするであろうレストランをフルに活用し、魅力あるサービスを展開し、より一層多くのお客さんの確保に努め、一致団結して改善するということを運営主体と一緒にになって取り組んでまいるとしたわけでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） このいこいの村なみえに関しては、町が運営しているわけではないと思うんですが、当然これ行政のチェックが入る組織です。我々議会とすれば、その行政をチェックする役目になっているということから、どうしてもやっぱり町の施設としての考え方がここにも通用してくるというふうにして思っ私は今質問しているんですけれども、貸借対照表を見ると、資産の部で特に流動資産が大きく減額しているという数字が見られます。多分、この部分でその赤字の部分の補填しているんだというふうには今想定していたんですけれども、この流動資産の残高の数字から見れば、このままあと今期を含めて3年、このままの数字でいくと3年後にはマイナス決算になってしまうと、補填するところがなくなってしまう、要するに負債を抱えるようになってくると。

皆さんも思い出していただきたいんですけれども、震災後、いこいの村なみえを改修する、リニューアルオープンするといったときに、やっぱり我々、私を含めてなんですけれども、本当に希望の持てるものができたなど。いや、よかったなど。それがこの希望のモ

デル施設が町の負の施設になりかねないというちょっと心配も今、私はしているわけです。

今、簡単に課長のほうからご説明があったんですが、決算監査を受けて、これだけの数字がはっきりしたときに、その程度の指導でいいのかなと。やっぱり町はどこか打開策を指示したというふうに私はもう考えているんですけども、お答をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） その時点では、建設のほうにかかっておりました。新たな人を雇って、どのように管理していくか、どのようなレストランをつくっていくか、そういった点に、正直言えば意識は集中していたものの、それぞれの経費を見えますと、削れるところもある、どういったところが削れるか、そういったものも分析すべきでありました。

さらに、根本的にはこの売上げが少なかったわけですので、経常的な経費はやはり最低限かかってきます。光熱費、それから給料がかかってきますので、売上げをまず上げること、宿泊客を呼ぶこと、それに専心すべきでありましたが、何せコロナが続いておりましたので、その決算の段階におきましては、やはりなかなかうまくいかない状態でありました。

その中で8月からのレストランオープン、料理長、副料理長ほかを採用しました。それによる食材仕入れも上がっております。

11月になって、満室の状態がやっと続くといういい状況になってきましたけれども、全体の経営と社員の労務管理を総合的に考慮しますと、昼食提供を省力化するなど、そして、夕方の宴会料理などに力を入れるなど、収益の増加につなげていきたいと今現在は指導しているところです。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 次の質問の答えをいただいたんで、ちょっと次の質問がしづらくなったんですが、今課長がおっしゃったとおり、レストランを併設した管理棟もオープンしたと。軽食、レストランの昼食、今だと夜の宴会等も開催されましたと。若干そのロビーが、お土産場があるんですけども、ちょっとここは少し手薄だなと思っていつも見てはいるんですが、そういったところで全体的な、今課長のほうから売上げの件があったんですけども、当然のことながら例えば先月、11月、これだけコロナが縮小されてきた、県民割も使えるようになっている。

私も大体月に3分の1ぐらいはいこいの村に行くんですけども、コテージの電気もかなり夜多い。宿泊が増えているなというのも私

も目に見えて分かるんですが、ただ、全体的なバランスと云ったらおかしいですけども、レストランと管理棟を新しくしたと。これはちょっとやそっとのお金ではないんですよ。相当な金額を投入していると。その費用対効果を見ればどうなのかというところも問題になってくるかとは思いますが、レストラン、それと宿泊、このバランスというのは、課長これ、両方とも今上昇傾向になっているのか、それともどこかの部分だけが上がっているのか、その辺、ちょっともしデータがお持ちであれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 8月のグランドオープンから4か月とスタートをしたばかりでございます。福島県が実施する県民割の再開などによって、11月は宿泊も何とか増え、満室。そして、夜は5,000円の夕食を食べる方も増えているということで、ようやく増えてはきましたが、やはり夕食、朝食、昼食、合わせても、やはり宿泊代には及ばない。つまりは、夕食、朝食は、それに食材を入れたり何かするものですから、例えば200万売上げがあっても200万もうかるわけでない。半分近くかかってしまう、食材費も原価としてはその他半分前後かかってしまう場合もあるということから、やはり売上げとしては宿泊のほうが多いわけでございます。

しかしながら、宿泊費がお安いということもあり、やはりここに幾ら頑張ってもなかなかもうけが出てこないという問題もありますので、幾ら頑張って宿泊を満室にし、夕食を食べてもらっても完全なる黒字になるには、さらなる食材費の仕入れの工夫、それから光熱水費の削減、アメニティーの削減、人件費の削減、こういったものも同時にやっていかないと、今の状態で言ってもやはり苦しいものですから、したがって、11月、12月、1、2、3と努力はしていきますが、10月、9月までの決算が苦しいために今回の年度の決算も厳しいものになると思いますが、この11月から12月、3月まで努力し、それを次の年度、最小限の赤字で抑えるような経営にするため、経営会議を開き、指導していきたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） いや、課長の壮絶な決意を聞いて、大変感謝しているというか恐縮しています。

今言ったように、いこいの村というと震災前、私もまだ若かった頃だったんですが、よく宴会をした場所なんですよ。今、宴会場のほうも行ったときに看板を見ると予約で埋まっていたり、そういう宴会なんかも結構粗利を稼ぐと云ったらおかしいですけども、これからこのコロナ禍の中が縮小した中で、そういった集まりもどん

どん募集できる状況にだんだんなってくるんだと思うんで、宴会の例えばその取り方とか、営業とかメニューとかそういったものを少し検討なさって、ご指示をして、よりよいこの村になっていければなと思います。

それと、経費面で考えると、日帰り入浴がありまして、これ1回500円ですね。私も大体月10回ぐらいは利用してまして、いつも思うんですけれども、日曜日の午後5時過ぎ頃と土曜日の午後5時過ぎ頃、2回、毎週大体行くんですけれども、少ないときは1人、多くても五、六人なんですよ。土曜、日曜ですよ。時間的に5時からというのものもあるかも分からないんですが、なかなかこうずっと私も通っているというか、行っているんですけれども、どうもお客さんが増えてこない。一時、東京電力の方が昼間入っていただいて、50人とか100人とかで、一時にぎわったときもあったんですが、現在、ちょっとなかなか増えないんですけれども、何か日帰り入浴のお客さんを増やすような何か手段というか、秘策があればお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） この3年、オープンして3年間の日帰り入浴の売上げをずっと見てみました。議員おっしゃるとおり、ちょっと1.5倍ぐらいになったのは令和元年の12月分、やはり東電の方もいっぱい入って、あとはちょっと少なくなって、その後の入浴の売上げというのはずっと横ばいです。これはずっと2年間同じです。

しかしながら、この入浴によって魅力を持てもらおうと。例えば、檜葉のしおかぜ荘700円、はらまちユッサ850円、天竺の湯760円、つるしの湯800円、大熊町、ほっと大熊500円という料金の中で500円という料金は決して高い料金ではありません。

しかしながら、その500円であっても昨今、若者の中でサウナブームになっておりまして、ヒーターに水をかけて蒸気を大量発生させて、高温にして、発汗を促すフィンランド式ロウリュという楽しみ方が人気を博しているわけでございます。

こういったことを例えば取り入れて、特色ある取組を含め、これでもって泊ってくれる人を増やす、泊ってくれる人が毎回満室になることにつながるような方法として、サウナの改善というようなことも運営主体とともに、そして理事会に諮って、検討してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 前、いこいの村に関しての質問をしたときに、

ちょっといろんなほかの地区のサウナのこともちょうとご紹介したというのが、私、記憶にあります。

今言ったように、今この健康ブームの中でやっぱりサウナというのが今見直されていると。このコロナ禍の中でも見直されていると。今言ったように、若者に受けるようなサウナがもしできたとすれば、コテージを利用した若者が、バーベキューをやって、サウナを楽しんで宿泊するというような、新たな何ていうんですか、お客さんも新規に開拓できるような気がしますんで、どうかその辺は前向きにきっちり検討していただいて、日帰り入浴のお客さんももう順番待ちで入れねえんだというぐらいなれば、いこいの村なみえ全体も盛り上がってくるのかなと思います。

ちょっとこれ細かいことで申し訳ないないですけれども、いこいの村に行くと、浪江町の現在の復興の様子ของポスター、それとあと浪江町の大堀、相馬焼とか等々の伝統行事のポスターがあり、私なんか行くと、浪江のお客さんではないんですが、興味を持ちながら廊下を回遊している姿が何度も見受けられます。それと、管理棟から入浴棟に行くところに、廊下に梶田隆一さんの作品で紅梅と白梅というのかな、白い梅と赤い梅のでっかい絵が飾ってあって、私も行くとたびに見るんですけれども、物すごく何ていうんですか、趣のあるというんですか。ちょっと梶田隆一画伯が浪江町出身だということは、私も知ってはいたんですが、いろんなところの有名ではないんですが各地方の旅館なんか行くと、意外とそこの町の出身の方の絵なんかを廊下にずっと飾って、画廊までは行かないんでしょうけれども、そんな形で旅館の特徴を出しているところなんかもあるんですよ。

そこの細かいレイアウトまで町で指導しろということではないんですが、せっかく浪江にこれだけの絵を描く方がいるのであれば、浪江町の復興の様子、浪江町の伝統行事のポスターももちろん結構なんですが、その一部をこの梶田隆一画伯の絵で飾るというか、画廊風にして浪江の特徴を出すなんていうそういうレイアウトもちょっとこれから必要なのかななんてちょっと思ったんで、もしお答えができれば、課長のほうにお答えしていただきたいんですが。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

議員、おただしのよう、梶田隆一画伯の絵画につきましては、大浴場までの通路の、かつてのフロント前に展示されているものでございます。

ご提案のありましたとおり、こういった場所に展示することが利

用のお客様にとって最適か、それから消防法の関係もありますので、そういったことを勘案しながら適切な場所に展示していくとともに、いこいの村に行くと、あそこには懐かしいものがあるよと評判となるようなものも展示できるよう、運営主体と協議してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今課長がおっしゃったとおり、そしてやっぱり今ロビーがどうしてもやっぱりきちっとレイアウトされていないとか、ただ単にテレビと椅子があるみたいな形で、ちょっとそこから辺の温泉旅館みたいな感じになっているんで、やっぱりそれなりにきちとしたもので、きちとしたコンセプトで、お客さんを迎えるというような姿がどうしても私には見えないんで、その辺もきっちりご指導していただいて、今、黒字になるような手法で今動いていただいていると思うんで、ぜひさらにまたご指導を強めにしていただいて、ぜひ本当のいこいの村が浪江にとって宝の宿になるというようなことになっていけばいいなというふうに思います。

そこで、いこいの村のすぐそばには丈六公園がもう目の前にあって、私は常に一体化だと思っていつも思っているんです。いこいの村と丈六公園は一体化だと。これが一つのエリアとして観光資源になっているんだというふうに私はいつも思っています。

そこで、ちょっとここで1つ質問なんです、丈六公園というのは、町民はもとより、浪江町を訪れる方々がやっぱりいこいの村みたいに憩いの場としてなることが必要なんだろうと思っています。丈六公園の整備工事が進んでいまして、第1期整備工事が完了し、今現在、あれ、浪江落合線の拡幅とともに第2期工事が進んでいるようなんですね。

しかしながら、草刈り等々の管理ですよ、うまく機能していない。1期工事のほうは、もう整備したにもかかわらず、もう草だらけになっていると。整備したんだかしねえんだか分からないと。逆に、今2期工事で途中のほうきれいになっているというのが私が見た印象です。

整備前の状態に2期もまた戻ってしまう、そうしたら何のために整備したか分からなくなると思うんですね。その辺の管理方法をちょっと前回もご質問させていただいたんですが、町はどのような有効な手段を持ってきたのかというのをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

完了しております第1期整備工事箇所につきましては、夏に草刈

りを実施しており、今月中に再度実施を予定しているところでございます。

また、第2期整備工事が完了した後につきましては、第1期整備工事箇所と併せて業者への委託や地元の方々の協力をもって管理を実施していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 1期工事が終わって、2期工事も完了したときにその管理費というのは、大体どのぐらい年間かかる想定なのか、試算したとすれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） お答えをいたします。

年3回から4回の管理の実施というようなことの前提でありますけれども、現在、地元の方にご協力いただく部分と町で実際やらなければいけない部分との精査はございますけれども、約1,000万円程度は管理費として広いものですからかかると見込んでいるところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そこで、当然あれだけの敷地で急傾斜の部分もあるし、坂もあるということで、当然のことながらそういった費用は出てくるんだろうというふうに私も想定していました。

ちょっと7番目に今行っているんですけれども、ちょっと会社の名前をこのままズバリ出していいのかどうかというのが私も分からないんですが、株式会社スノーピークというアウトドアの開発製造販売しているグループが今47都道府県でキャンプ場のパートナーを募集しています。これ、例えばスノーピークにキャンプ場として、もしご提供するというのであれば、管理をお願いする、当然景観の維持になる、交流人口が増加する、それといこいの村の入浴客も増加する、あとは道の駅なみえにおいて食材等を買うというような様々なメリットがある、出てくるといったらおかしいんですけれども。

それで、ここのスノーピークのキャンプ場というのは、自然資源に接することができる場所に立地したいという一つの大きな条件があります。じゃ、丈六公園が自然資源なのかというのは、このスノーピークさんのほうでいろいろ調べて、いろいろやってくれるんだと思いますけれども、ただ、そのまず切り口としてそのキャンプ場として丈六公園が適切な場所なのか、それともそういったことで町は提供できるのか、その辺、もしお答えできることがあればお

尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） スノーピーク様の取組につきましては、承知をしております。

地元であります、個人的な考えは慎ませていただきまして申し上げますが、都市公園である丈六公園をキャンプ場としてできることをどのようにクリアするか、問題はないかという検証もあります。また、誘致するに当たってもスノーピーク様でどこがいいのかというご意向もあろうかと思いますので、こちらから一方的に選定することは難しい状況だとは考えますが、この案件、前向きに進めていくべきものと考えます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 前向きな答えありがとうございます。

ここのキャンプ場に関しては、47都道府県の中で、たしか新潟県かな、新潟県が最近オープンしたんで、そういったことも参考にさせていただきながら、例えば見学に行くとか。

それと、この交渉の中で向こうがうたっている条件として、大体2万平米というのが実はありまして、ただ、今すぐ2万平米ということではなくて、切り口として例えばテント20張り分とか、10張り分とか、そこから将来的に広げていくというような手法も取っているところなんで、今言ったように、私が今回言いたいのは、切り口だということなんですよね。要は、何にも動かないんであればそのままだし、どういった提案であっても、まず先方に提案して、また向こうと話し合いをして、管理としてどのぐらい町にいただけるのか、管理方法はどうか、そういったところも全部調べて、それでこの結論に持っていくという、その切り口を実は課長にやっていただきたいということなんです。何もしなければそのまま終わってしまうんで、その辺、課長ですね、今答弁、もう一回、前向きにと言ったんですけれども、もう一回答弁お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） これもやはり一種の企業誘致でございますので、管理費の問題、そしていろんな条件の問題、こういったことも踏まえながら当町にとって有利かどうかということもありますので、議員、今おっしゃったようなことも勘案しながらいろいろと調査していくべきものと考えます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） これ、先々の話をするのはちょっとどうかと思うんですが、今課長も、産業振興課長もおられるんで、丈六公園の

1 期工事、2 期工事という話を私はしました。

ただ、丈六公園は、まだ整備する地区が方向的に言うと南西側の 1 つの山というんですか、その部分がまだ手つかずというか、整備に入っていない、整備の予定もないと言ったらいいんですか。これ 2 期工事が終わった後に、例えばこのところを 3 期工事としてその整備する計画があるのか、お考えがあるのか、もし分かれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 答えいたします。

現在のところ、丈六公園の整備につきましては、今回の 2 期工事で一旦終了というような予定でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11 番、渡邊泰彦君。

○11 番（渡邊泰彦君） この整備しない理由は何ですか。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 国との協議によりまして、一般的にこれまで主に利用していただいたところにつきましてはの整備の範囲というようなことで、現在の整備範囲を決めさせていただいております。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11 番、渡邊泰彦君。

○11 番（渡邊泰彦君） それはちょっとおかしいですよ。ここを含めて丈六公園だったはずですね。前は私たちが商工会にいた頃、花桃の木を植えるというか、丈六公園の整備にちょっと記念事業で行ったときに、このところに今開発、まだ整備が進んでいないところに行って、穴掘って木を植えた覚えが実はあるんですよ。これ上がって行って、たしか四阿か何かがあって、その奥側だと思うんですが、ここまで中途半端にやって、例えば放射能の問題だって出てくると思うんですよ。やっぱり整備除染という形で、この辺はそんなに低かったところではないというふうに私、認識があるんで、例えばこのところを利用するにしても、その部分もきっちり除染して、さっきからの帰還困難区域の話じゃないですけども、線的除染じゃなくて面的除染に持っていくような考え方で国と交渉して、この部分を整備するというようなことというのは考えられないんですか、ここ。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） これまでの除染の経緯とか、あと交渉経過を含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ぜひ前向きに検討してください。お願いします。

次、今度3番目で丈六公園の次が、情報発信基地の要となっている道の駅なみえの運営、さらには移住定住の窓口として今大分活躍しています。佐藤副町長も理事長となっているこのまちづくりなみえの昨年の決算状況は、これも細かい数字で申し訳ないですけども、2億7,932万4,753円、支出が2億7,776万9,877円。純利益ですね、ここは利益155万4,576円の決算です。俗に言うこれ黒字決算になったわけなんです、この辺、決算監査を町でやっていると思うんで、その辺、この数字は結果的にどうなんだ、どういう評価だったんだか、またそのときにどんなご指導をしているか、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まちづくりなみえにつきましては、昨年度におきまして高齢者雇用の創出の場である公共施設等管理事業、そしてイベント事業、地域づくり事業、視察ツアー事業、移住定住相談窓口事業、さらには道の駅管理運営事業など、町の復興のエンジンとして様々に取り組んでいただいたところです。特に、道の駅の管理運営事業については、オープン当初より新型コロナウイルスの影響があり厳しい中、できる限りのおもてなしと営業努力により一定の評価をいただき、新型コロナウイルスの感染が収まりつつある今の集客につながっているものと考えております。

当時の決算につきましては、全て満足いくものではありませんが、ある程度の努力の結果は見えたという評価しました。

今後は、特に収支の影響が大きい道の駅管理事業について、各店舗での収益強化のため、客層やニーズの分析をしながら、広域的なマーケティングエリアの固定客を増やすとともに、町外に避難されている町民の方、県外、町外からおいでになる観光客の方、魅力のある施設を目指すよう指導しております。また、従業員のスキルアップや施設の経費削減にも努め、柔軟な対応により今後も増加すると思われる近隣地域の道の駅など同様の施設との競争にも耐え得るよう、施設管理者としての一般社団法人まちづくりなみえと施設の設置者である町がともに努力してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 課長、おっしゃったとおりだと思うんですが、ここに来て非常にお客さんが多いといったらおかしいですけども、外から見ても、あら、お客さん入っているなというふうに、特に土日なんかは駐車場にも入れない。臨時駐車場で役場を臨時駐車場に

どうもしているようなんですが、そこからも時々車が戻ってきちゃうんですよね、入れなくて。ということは、なかなかこれうまい店づくりをしているというか、運営をしているなというのが見えるんですけれども。

今回、黒字決算と、ごくわずかな決算にはなってしまったんですけれども、次年度ですから今年度ですよね。今年度の決算は相当見込めるな、今のまま伸びていけば見込めるなというふうに思いますんで、ぜひ気を緩めることなく、ただ、やっぱり従業員が私も大体1週間に二、三回は昼を食いに行くんですけれども、何か非常に訓練されている、教育されていると。非常にお客さんに対する対応もいいし、レストランに入ったときも食券なんかも丁寧に教えてくれたりして、本当にいい雰囲気のお店づくりになっているなというふうに思っています。

その中で、特に産直のところは地元の野菜があって、値段も手頃で新鮮で、ちょっとまずいのは何か夕方になるとなくなっちゃうというちょっとその辺があれだと思うんですけれども、そういった店づくりをしているんで、ここは気を緩めないでこのまま来年度というか今年度の決算に持っていけばいい数字が出るのかなと思っています。

それと、今言った総合的に見て、コロナ禍の中でも今言ったフードテラスかなで、いろどり産直いなほ、まちのパン屋さんほのか、それと何と無印良品、本当に売上げ、このコロナ禍の中で随分健闘しているなというふうに思っているんですね。

ただ、今度は同じコロナ禍が収束してきて、今度はいろんな道の駅等の勝負、ここで言えば相馬もあるし、檜葉もあるし、ちょっと離れれば伊達もあると。そういったところの今度勝負になってきて、どんだけ土日にお客さんを集められるかというのが、今度は反映するためのキーポイントになると思うんです。

今、この間、先月かな、ももクロなんかのイベントをやったときには、物すごくお客さんが来ていたんですね。多分2,000人近く来ていたと思うんですけれども、それによっていこいの村も相当宿泊が増えた。町の夜の飲み屋さんというんですか、ここの貸切りも相当あったというふうに聞いています。

やっぱりこれからはコロナ禍がまた上がってきたらちょっとなかなか難しいかも分からないですけれども、やっぱりそういったイベント、それをどんどん投入して、さらには全国的に有名な施設として売り出す、算出なのかなというふうに思うんです。

道の駅のほうには、町のほうからはそういった手法を伝授してあ

げて、こういった形で道の駅なみえを今以上に、今以上に全国版にするかというような方法も少しご指導したらどうかなと思うんですけども、お答えがあれば。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染者数は全国的に一時期と比較して減少しています。新たな変異株への注意は必要ですが、今後はウィズコロナを前提に様々な町の動きを進めていかなければならない局面に来ております。

道の駅なみえのアピールも同様であると思います。道の駅が独自に開催している集客イベントは、できるだけ収益増加につながるよう工夫されておりますけれども、さらには町やNPO法人等の任意団体が行うイベントもできる限り町の観光の核である道の駅と連携することも考慮していきたいと思います。

道の駅なみえのアピール、宣伝で売上げを伸ばすことによって、それが各産直の生産者への経済的効果と町民の利便性向上にもつながります。今現在、これまでの観光PRとして断片的に作っていたパンフレットよりも、じゃらんの取材を受け、「じゃらん」で一連の観光アピールをしてまいります。

今年度は、様々なイベントの日程が重なることもありましたが、浪江においでになるお客様にとって浪江は楽しい、行けば何かいつもイベントがあると言っていただけのように、できるだけ町全体でも調整して、効果的な集客、そういった仕組みづくりにも努めていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 大変すばらしい回答をありがとうございました。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

（午後 2時39分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和３年浪江町議会１２月定例会

議 事 日 程（第２号）

令和３年１２月８日（水曜日）午前９時開議

日程第 1	議案第 1 2 1 号	浪江町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 2	議案第 1 2 2 号	浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 1 2 3 号	浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 1 2 4 号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 5	議案第 1 2 5 号	浪江町立認定こども園条例の一部改正について
日程第 6	議案第 1 2 6 号	浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 1 2 7 号	浪江町図書館条例の一部改正について
日程第 8	議案第 1 2 8 号	浪江町公民館条例の一部改正について
日程第 9	議案第 1 2 9 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 1 0	議案第 1 3 0 号	土地の取得について
日程第 1 1	議案第 1 3 1 号	土地の処分について
日程第 1 2	議案第 1 3 2 号	物品購入契約の締結について（ペーパーレス議会用タブレット端末購入）
日程第 1 3	議案第 1 3 3 号	物品購入契約の締結について（防災コミュニティセンター什器備品購入）
日程第 1 4	議案第 1 3 4 号	物品購入契約の締結について（燃料電池自動車購入）
日程第 1 5	議案第 1 3 5 号	物品購入契約の締結について（屋内アスレチック施設遊具等備品購入）
日程第 1 6	議案第 1 3 6 号	工事請負契約の変更について（先人の丘整備工事）
日程第 1 7	議案第 1 3 7 号	工事請負契約の変更について（まちづくり支援施設改修工事（建築））
日程第 1 8	議案第 1 3 8 号	令和３年度浪江町一般会計補正予算（第３号）
日程第 1 9	議案第 1 3 9 号	令和３年度浪江町国民健康保険事業特別

		会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 0	議案第 1 4 0 号	令和 3 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 1 4 1 号	令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案第 1 4 2 号	令和 3 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案第 1 4 3 号	令和 3 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4	議案第 1 4 4 号	令和 3 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	同意第 7 号	教育委員会の委員の任命について

出席議員（１５名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	佐々木 恵 寿 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
８番	佐々木 茂 君	９番	山 本 幸一郎 君
１０番	高 野 武 君	１１番	渡 邊 泰 彦 君
１２番	松 田 孝 司 君	１３番	平 本 佳 司 君
１４番	佐々木 勇 治 君	１５番	山 崎 博 文 君
１６番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（１名）

７番	紺 野 則 夫 君
----	-----------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副 町 長	佐 藤 良 樹 君
副 町 長	小 林 弘 典 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君	総 務 課 長	横 山 秀 樹 君
企 画 財 政 課 長	西 健 一 君	産 業 振 興 課 長	清 水 中 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	掃 部 関 久 君	介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 長厚志君
吉田 厚志君
鎌田 典太郎君
次長 兼中 係野 長夕華子君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第121号から同意第7号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。日程第1、議案第121号 浪江町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第25、同意第7号 教育委員会の委員の任命についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、日程第1、議案第121号から日程第25、同意第7号までを一括議題とします。

日程第1、議案第121号 浪江町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） おはようございます。
議案第121号 浪江町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、浪江町福祉センターの整備に伴い、施設の設置及び管理等について必要な事項を定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

- 議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。
○介護福祉課長（松本幸夫君） それでは、ご説明いたします。

議案第121号資料をご覧くださいと思います。

2、制定の主な理由。

第1条は設置に関する規定で、住民の福祉の向上を図るため設置するものです。介護保険事業のほか、障害福祉サービス事業を実施する施設で、福祉センターとしております。

第2条はセンターの設置場所について規定しています。

第3条は通所介護事業所棟及び事務所棟の2つで構成されています。

第4条はセンターで実施する事業について規定しています。

第5条は開館時間及び休館日について規定しています。こちらにつきましては規則で定めることとしております。

第6条、通所介護事業を利用することができる者について規定しています。

第7条、利用の申込みについて規定しています。利用する場合には、申込みしなければならないこととしております。

第8条、利用の制限に関する規定で、施設の利用をできない場合について規定をしております。

第9条、利用料金に関する規定で、通所介護事業を利用する者は介護保険法で定める利用料金を納付しなければならないこととしております。特別な理由があると認められるときは、使用料金を免除することができることを規定しています。

2ページをご覧ください。

第10条は使用の許可に関する規定で、センターを使用する者はあらかじめ許可を受けなければならないことを規定しています。許可を受けた事項を変更する場合も同様とすることを規定しています。

第2項では許可できない場合について規定しています。

第11条は使用の制限に関する規定で、許可した事項を変更し、もしくは許可を取り消し、または使用の中止を命ずることができる場合について規定しています。この場合において、使用者に損害が生じて、その賠償の責めを負わないことを規定しています。

第12条、使用権の譲渡等の禁止に関する規定で、使用者は施設の使用の権利を他人に譲渡し、または転貸を禁ずることを規定しています。

第13条は原状回復義務について規定しています。

第14条は使用料に関する規定で、使用者は別表の区分に応じ、使用料を納付しなければならないこと、納付された使用料は、特別な理由がない限り、返還しないことを規定しております。

議案の4ページをご覧ください。

別表の備考1、この表に区分の定めがないものに係る使用料の額については、一月につき1平方メートル当たり1,000円（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）として計算するということとしております。こちらの上段の表についても、同様の方法で計算をして使用料を規定しております。

資料の2ページにお戻りください。

第15条は使用料を減額し、または免除することができることを規定しています。

第16条は賠償責任に関する規定で、故意または過失により施設、設備、備品等を滅失し、また毀損した者はその損害を賠償し、または原状に回復しなければならないことを規定しています。ただし、特別な理由があると認めるときは、免除することができることを規定しています。

第17条は指定管理者にセンターの管理を行わせることができることを規定しています。

第18条は指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者が行う業務について規定しております。

第19条は3ページをご覧ください。

指定管理者に利用料金等を当該指定管理者の収入として収受させることができることを規定しております。

第20条は委任に関する規定です。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることができることを規定しています。

3、施行期日等。

附則として、この条例は規則で定める日から施行する。準備行為として、供用するに当たり必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることを規定しております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第122号 浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第122号 浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、浪江町復興まちづくり支援施設の整備に伴い、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものです。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第122号議案資料によりご説明いたします。

2、主な趣旨であります。第1条は施設の設置目的について規定しております。

第2条については施設の位置を浪江町大字権現堂字矢沢町40番地に置くことを規定しております。

第3条は、施設について公民館、図書館、会議室、備蓄倉庫、展示・談話コーナー、調理室、和室、多目的ルームを置くことを規定しております。

第4条は開館時間及び休館日について、別に規則で定めることを規定しております。

2ページになります。

第5条は使用許可について、第6条は使用の制限について、第7条は使用権の譲渡等の禁止について規定しております。

第8条は設備等の変更の禁止について規定しております。

第9条は、使用を終了したとき原状回復をしなければならないことを規定しております。

第10条は施設の使用料について規定しております。

第11条は使用料について、公用または公共の用に供するとき、その他特に必要があると認めたときは減免、または免除することができる旨の規定をしております。

第12条は、指定管理者による管理を行わせることもできることを規定しており、第13条では指定管理者が行う管理基準、第14条では、指定管理者が管理を行う場合の業務の範囲について、第15条では、指定管理者が管理を行う場合には、使用料に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることを規定しております。

第16条については、施設及び設備を毀損し、または滅失した場合、それによって生じた損害を賠償しなければならないことを規定しております。

第17条では、必要な事項については規則で定めることを規定しております。

4ページをお開きください。

第4条で規定している使用料について、別表として規定しております。

(1) 基本使用料は会議室、多目的ルーム、調理室及び和室の1時間当たりの使用料を定めております。別表については議案書の4ページをご覧ください。

中段の別表(第10条関係)(1)基本使用料であります。会議室1は1時間当たり700円、会議室2は1時間当たり500円、会議室3は700円と、以下部屋ごとに使用料を定めております。部屋によって料金が異なるのは面積が異なることによる違いでございます。

また、備考3には営利、宣伝等を目的として利用する場合には、

この表に定める額の2倍に相当する額とすると規定しております。

(2)は附属設備等の使用料として、映像設備、放送設備、その他附属設備の使用について規定しております。

議案資料にお戻りいただいて、4ページをご覧くださいと思います。

中段(2)になります。浪江町公の施設の使用に関する条例の一部改正について、規則にて改正するものであります。

浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の設置に伴い、浪江町公の施設の使用に関する条例から公民館の記述を削除するものであります。

5ページが新旧対照表となっております。

2条1項2号の公民館、また別表(第3条)のうち公民館に係る部分につきまして、削除するものであります。

4ページにお戻りください。

3施行日等でございますが、(1)浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例は、規則で定める日から施行する。

(2)施設を供用するに当たり必要な準備行為は、施行の前日においても行うことができる。

(3)浪江町公の施設の使用に関する条例は、浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行するというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(佐々木恵寿君) 日程第3、議案第123号 浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(吉田数博君) 議案第123号 浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、屋内アスレチック施設の整備に伴い、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものです。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長(佐々木恵寿君) 教育次長。

○教育次長(蒲原文崇君) それでは、議案第123号議案資料によりご説明いたします。

2、主な内容でございますが、第1条は施設の設置目的として、子供の運動機会を確保し、子供の健康増進及び健やかな心の発達に寄与するとともに、施設を活用した町民の基礎体力の向上及び利用

者相互のコミュニケーションの促進を図ることとしております。

第2条につきましては、施設の位置を浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1に置くことを規定しております。

第3条は施設について、屋内遊び場、ボルダリングコーナー、休憩コーナーで構成していることを規定しております。

第4条につきましては、屋内アスレチック施設の業務について、①屋内における子供の遊び場の提供、②子育て支援に関する活動及び情報の提供、③その他、屋内アスレチック施設の設置目的を達成するために必要な事業とすることを規定しております。

2ページをお開きください。

第5条については、利用者の範囲として、施設内の屋内遊び場については①小学校以下の者及びその保護者、②子育てに資する活動、研修等を行う個人または団体、③その他町長が適当と認めるもの、またボルダリングコーナーは利用者の制限範囲を限定しないことを規定しております。

第6条は、開館時間及び休館日について、別に規則で定めることを規定しております。

第7条は使用許可について、目的に反しない範囲において占用して使用させることができることを規定しております。

第8条は、占用使用できるものの範囲について規定しております。

第9条は、使用許可の制限として、占用使用を許可しない場合について規定しております。

3ページになります。

第10条については、使用許可を受けた者に対する使用許可の取消し、使用の中止について規定しております。

第11条は権利譲渡等の禁止について規定しております。

第12条につきましては使用料について規定しており、屋内遊び場、ボルダリングコーナーについては無料としておりますが、ボルダリング用のレンタルシューズにつきましては1日300円とすることを規定しております。

第13条は使用料の減免について規定しており、運用については規則で定めることを規定しております。

第14条の入場制限については、公の秩序を乱すことや、またそのおそれがあると認められる者、施設や設備を汚損、損傷することや、そのおそれがあると認められる者、屋内アスレチック施設の管理運営に支障を来すことや、そのおそれがあると認められる者などについて、入場を制限し、または退場を命ずることができることを規定しております。

4 ページをお開きください。

第15条は、施設を汚損、損傷等した者は、その損害を賠償し、または原状に回復しなければならないことを規定しております。

第16条は、屋内アスレチック施設の管理について、指定管理者に行わせることもできることを規定しております。

第17条では、指定管理者が管理を行う場合の業務の範囲について、第18条では、指定管理者に管理を行わせる場合、利用料金は指定管理者の収入として収受させることを規定しております。

第19条では、この条例に関し必要な事項は規則で定めるものとするを規定しております。

3、施行日等でございますが、規則で定める日から施行する。

なお、屋内アスレチック施設を供用するに当たり必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができるというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第124号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第124号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、浪江町国民健康保険税条例の一部改正をするものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第124号資料によりご説明いたします。

1 ページ、2、主な改正内容でございますが、中段に記載がございます第23条国民健康保険税の減額の欄をご覧ください。

国民健康保険に加入しております未就学児に関わる被保険者均等割額、これを5割軽減するための改正及び関連する所要の規定の整備についてが本改正の主な改正の内容となります。

この被保険者均等割額につきましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割額を指しております。また、未就学児の定義でございますが、括弧内に記載しておりますが、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前であるものとしております。

次に下の表をご覧ください。

第23条第2項第1号基礎課税額医療給付費分の被保険者均等割額

についてでございますが、国民健康保険税につきましては、所得が一定基準以下の場合、均等割額について7割、5割、2割の軽減を受けることができます。

表アからウについては、この軽減を受けているものについて、エにつきましては所得による軽減のないものに対しての、今回改正適用前後の額を令和3年度の税率を基に算定して記載しております。

表下段のエには、均等割額の2万4,000円を記載しておりまして、その上には2割軽減世帯として均等割額を2割軽減した額の1万9,200円を記載しております。ア、イについても、軽減割合に基づき記載をしているところでございます。

今回、改正につきましては、この額についてそれぞれ同一世帯に未就学児がいる場合について、さらに5割の軽減を行うものとしまして、その軽減する額について未就学児減額分として、この軽減を行った後の額を減額後、均等割額として記載をしているところでございます。

なお、右側、軽減割合の項目につきましては所得による軽減、そして今回改正の未就学児における軽減が適用された場合の合計の軽減割合を記載しております。

2ページをお開きください。

第23条第2項第2号後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減適用前と、それから軽減適用後を表した表でございます。軽減の算定につきましては1ページで説明いたしました基礎課税額、医療給付費分の均等割額の算定と同様となります。

3、施行期日等でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、未就学児の軽減規定の所要の改正に関わる第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定、第3条前条及び附則第2項を第3条及び前条第1項に、前条第1号を前条第1項第1号に改める部分に限る。並びに、附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日からの施行としたところでございます。

この条例全項ただし書に規定する改正規定に限るものとしましたが、これによる改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものとしまして、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第125号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第125号 浪江町立認定こども園条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、浪江にじいろこども園の定員を30名から90名に変更するため所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第125号資料に基づきご説明をいたします。

2、主な改正の内容でございますが、第3条の表中定員の欄を30名から90名に改めるというものでございます。

3、施行期日は令和4年4月1日から施行する。

なお、同日以後の入園に係る手続をその他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものとするというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第126号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第126号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の影響による建物の解体等、浪江町地域スポーツセンターの管理等並びにふれあいセンターなみえ運動公園の再整備に伴い、条例の一部改正をするものです。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第126号議案資料によりご説明いたします。

まず1、改正の趣旨でございますが、大きく3つの改正ポイントがございます。

1つは東日本大震災及び原子力災害の影響による建物の解体等に伴う改正について、2つ目としましては、既存の浪江町地域スポーツセンターの管理等の現状を踏まえての改正、3つ目はふれあいセンターなみえ運動公園の再整備に伴うものの改正ということで、

条例の一部を改正するものでございます。

2、改正内容でございますが、別表第1（2条関係）であります。この表はスポーツ施設の名称及び位置について規定したものでありますが、東日本大震災及び原子力災害により解体等となった施設について、本表から削除しました。また、ふれあいセンターなみえ運動公園の名称をなみえ運動公園と改める改正をするものでございます。

別表第2（第6条関係）であります。この表は各スポーツ施設の使用料について規定したものでございます。今ほど説明したとおり、解体等並びに名称を改めた施設の使用料について、表中より削除したための改正となっております。

表につきましては4ページに新旧対照表がございますので、そちらをお開きください。

別表第1（第2条関係）右側が改正前、左が改正後となります。表の上から2段目の町営テニスコート、その下の町営クラブハウス、その下の町営スポーツセンターについては、解体したため表から削除しております。

また、下から2段目のふれあいセンターなみえ運動公園も、なみえ運動公園に名称を改めております。

その下、別表第2第6条関係であります。浪江町スポーツ施設使用料（浪江町地域スポーツセンターを除く）としていたものを、なみえ運動公園につきましても別表を設け、使用料を規定することといたしますので、括弧内に「及びなみえ運動公園を除く」を追加するものでございます。

5ページには別表第2がございます。上段の欄にある町営テニスコート、ふれあいセンターなみえ運動公園、その下の欄にあります町営クラブハウス、そして下の夜間照明施設、最下段の町営スポーツセンターについての記載を削除しております。

2ページにお戻りください。

別表第3第6条関係でございます。こちらは浪江町地域スポーツセンターの使用料について規定したものでございます。

（1）基本料金については、メインアリーナ、サブアリーナ及びトレーニングルーム等のその他の施設についての基本料金、基本使用料を規定しております。今回の改正は、使用区分にあります体育競技以外に使用する場合は、その他催物等に使用する場合に改めるとともに、使用目的の項目を削除し、備考にありました部分使用をした場合の使用料の取扱について、表中に記載したところによる改正でございます。

また、表ウその他の施設については、会議室の使用料について、周辺の町公共施設との料金の均衡を保つため、冷暖房等使用料を含めた形で改めるもの、また、2階ホールについても部分使用ができることに改正をいたしました。

今ほど説明した新旧対照につきましては6ページからとなっております。

6ページをお開きください。

(1) 基本使用料として、ア、メインアリーナ、8ページのイ、サブアリーナにつきまして、これまでは使用区分を体育競技に使用する場合と体育競技以外に使用する場合に分け、それぞれ入場料を徴収するか否か、また使用目的としては営利か非営利なのか、さらには対象が高校生以下か一般なのかにより使用料を細分化しておりました。分類が複雑であったことから、類似施設の例を参考に、体育競技に使用する場合とその他催物等に使用する場合に分け、さらに入場料徴収の有無、また対象を一般か高校生以下かによる分類とすることで整理をしたところでございます。

さらには、これまで備考で部分利用もできることを規定しておりましたが、現在の利用実態では部分利用が多いことから、分かりやすくするために、表中に2分の1利用、3分の1利用、6分の1利用の使用料も表中に記載したところでございます。

9ページ、下段には(ウ)その他施設についての表がございました。

この表中の最下段、会議室を1時間当たり300円だったものを1時間当たり1,000円に改正する。また、10ページになりますが、2階ホールについて3分の2、3分の1面の部分使用について規定したもの、さらには(3) 附帯設備等使用料の会議室、冷暖房使用料については、使用料のほうに含む形とすることから、表中から削除いたしました。

なお、会議室の使用料につきましては、近隣施設の復興まちづくり支援施設の会議室等の使用料との均衡を図るべく、料金の改定をさせていただくものでございます。

3ページにお戻りください。

第3条で、この条例で定める使用料について、なみえ運動公園(別表4)の使用料を追加したことによる改正となります。

第6条は、今回追加する別表第4につきましては、なみえ運動公園の使用料について規定したものでございます。

12ページをお開きください。

第6条関係についての改正の新旧対照表となっております。

別表第4第6条関係、こちら新設となっております。

(1) では基本使用料として、使用区分を体育競技に使用する場合と、その他催物等に使用する場合とに分け、対象、使用単位ごとに1時間当たりの使用料について規定しております。

(2) につきましては、照明設備の使用料についてを1時間単位で、(3) については、附帯設備等使用料として、放送設備使用料1回あたりの使用料を規定しているところでございます。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

施行日でございますが、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年4月1日から、第3条の規定は浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行するものということでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第127号 浪江町図書館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第127号 浪江町図書館条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、ふれあいセンターなみえ内に設置されていた浪江町図書館について、浪江町復興まちづくり支援施設内に機能を移転するため、条例の一部改正をするものです。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第127号資料によりご説明いたします。

2、改正の内容、第2条名称及び位置でございます。

本条は浪江町図書館の名称及び設置場所について規定しています。浪江町図書館の設置場所であったふれあいセンターなみえが震災により被害を受け、解体され、浪江町復興まちづくり支援施設内に機能を移転するため位置の改正となります。

裏面、新旧対照表をご覧ください。

第2条1項2号でございます。

1、浪江町大字権現堂字矢沢町6番地の1から矢沢町40番地に変更するものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、3、施行日でございます。この条例は、浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行するというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第128号 浪江町公民館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第128号 浪江町公民館条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた公民館の解体等に伴い、浪江町復興まちづくり支援施設内に機能を集約し移転するため、条例の一部改正をするものです。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第128号議案資料によりご説明いたします。

2、改正の内容でございますが、（1）浪江町公民館条例の一部改正として、第2条は名称及び位置を規定したのですが、東日本大震災及び原子力災害により設置が困難となった公民館を削除し、また、浪江町中央公民館を浪江町公民館と改め、改正するものでございます。

第4条では、町立公民館に館長、分館に分館長及び主事を置き、必要に応じ職員を置くことができることを規定したのですが、分館の解体等に伴い改正をするものでございます。

3 ページに新旧対照表がございますので、お開きください。

第2条について、浪江町中央公民館を浪江町公民館に名称を改めるとともに、位置を権現堂矢沢町6番地の1から矢沢町40番地1に変更するものであります。

また、同じく1項の浪江町津島公民館、2項の各分館、3項の津島公民館分室については削除することとなります。

第4条につきましては、分館が削除されたことにより、文中から分館に分館長及び主事を置くとの文言を削除しております。

4 ページをお開きください。

同じく2項、4項につきましても、分館長に関する文言の部分の削除を行っているところでございます。

資料の1ページにお戻りください。

改正内容の（2）特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、分館の解体に伴い、公民館分館運営委員報酬を削除する改正でございます。

9 ページのほうに新旧対照表がございます。

上から5段目になります。

公民館分館運営委員報酬日額5,000円、この部分の削除となります。

2 ページにお戻りください。

改正内容（3）浪江町つしま活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。浪江町つしま活性化センターに設置されていた浪江町津島公民館について、浪江町復興まちづくり支援施設内に機能移転するため、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、11ページになってございます。

第3条の部分の削除でございます。

3、施行日でございます。

（1）浪江町公民館条例（2）の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、（3）浪江町つしま活性化センターの設置及び管理に関する条例、いずれも浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行するというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第129号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第129号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

本案は、先人の丘整備事業等に伴い、浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案第129号議案書により説明をいたします。

表をご覧ください。

廃止路線、路線番号5023、北久保土樋線、延長1,081.5メートル。認定路線、路線番号5023、雨垂土樋線、延長705.8メートルです。起点が変わるため路線名が変更となります。

提案理由につきましては、請戸地区に整備中であります先人の丘と防災林の整備に伴い、路線の範囲が変わるために廃止と認定をするものです。廃止、認定につきましては、同一路線の場合、一旦全区間を廃止しまして、残る部分を認定いたします。

資料1をご覧ください。

廃止路線の位置図です。

路線番号5023の表示の右のほうにある墓地の記号が先人の丘です。
その右側が防災林の場所となります。

資料2をご覧ください。

認定路線の位置図です。

赤い矢印の右側の丸の部分から右側の先人の丘と防災林の区間を除いた残りの区間を認定いたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第130号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第130号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、つしま活性化センター周辺整備事業に伴い、事業用地を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第130号についてご説明いたします。

1、取得の目的、つしま活性化センター周辺整備事業。

2、取得する土地、別紙、つしま活性化センター周辺整備事業取得明細書をご覧ください。

こちらのとおり、福島県双葉郡浪江町大字下津島字松木山26番地

1、ほか5筆。合計面積は5,156平米となります。

議案書本文にお戻りください。

3、取得予定価格、1,364万7,240円。

4、取得の方法、売買契約。

5、取得の相手方、福島県双葉郡浪江町大字下津島字松木山40番地、三瓶肇。

次に議案資料、取得土地位置図をご覧ください。

水色の点線で示した範囲がつしま活性化センター事業区域となっておりまして、そのうち黄色で着色した部分が本件議案による取得用地となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第131号 土地の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第131号 土地の処分について、ご説明いたします。

本案は、福島県が施行する防災林造成事業に伴い、事業用地となる普通財産を処分するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議案第131号により、ご説明いたします。

1、処分の目的、防災林造成事業用地。

2、処分する土地、こちらは別紙をご覧ください。

福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原213番地。地目、宅地。面積514平方メートル、ほか10筆。合計で9,763.37平方メートルでございます。これらの土地は旧マリンパークの土地の一部でございます。

1 ページにお戻りください。

3、処分予定価格、4,975万6,613円。

4、処分の方法、売買契約。

5、処分の相手方、福島県南相馬市原町区錦町1丁目30番地、福島県相双農林事務所長、大波恒昭。

2枚おめくりいただきまして、地図のほうをご覧ください。

色付けしてある部分が今回売却する土地でございまして、旧マリンパークのコスモパレスの建物があったところになります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第132号 物品購入契約の締結について（ペーパーレス議会用タブレット端末購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第132号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、ペーパーレス議会用タブレット端末購入について、地方自

治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった有限会社アクツ代表取締役、阿久津雅信と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、ペーパーレス議会用タブレット端末購入。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、858万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額78万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上柳町9番地、有限会社アクツ代表取締役、阿久津雅信。

6、納期、議会の議決を得た日から令和4年2月15日までとなります。

次に議案資料1をご覧ください。

ペーパーレス議会用タブレット端末購入の概要になります。

購入品はタブレット端末40台以下、これに記載のとおりでございます。

続きまして、議案資料2をご覧ください。

こちらは入札、また見積りの執行結果表ですので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第133号 物品購入契約の締結について（防災コミュニティセンター什器備品購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第133号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、防災コミュニティセンター什器備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった株式会社大一事務機代表取締役、中田則行と契約するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案書によりご説明申し上げます。

- 1、契約の目的、防災コミュニティセンター什器備品購入。
- 2、納入場所、浪江町大字苅宿字鹿畑地内、ほか2か所。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1,188万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額108万円。
- 5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区栄町3丁目31番地、株式会社大一事務機代表取締役、中田則行。
- 6、納期、議会の議決を得た日から令和4年3月24日となります。次に議案資料1をご覧ください。
防災コミュニティセンター什器備品の概要になります。
購入品は演台3台、以下これに記載のとおりでございます。
続きまして、議案資料2をご覧ください。
こちらは入札、または見積りの執行結果表です。ご確認いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第134号 物品購入契約の締結について（燃料電池自動車購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第134号 物品購入契約の締結について（燃料電池自動車購入）について、ご説明いたします。

本案は、燃料電池自動車購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった福島トヨペット株式会社トヨタI&I南相馬店長、濱田仁と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第134号をご覧ください。

- 1、契約の目的、燃料電池自動車購入。
- 2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、667万6,714円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額60万2,703円。
- 5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区北原字東原1-1、福島トヨペット株式会社トヨタI&I南相馬店長、濱田仁。

6、納期、議会の議決を得た日より令和4年3月31日まで。

次に議案第134号の資料をご覧いただきたいと思います。

2番、車両の概要ですが、ミライGAパッケージ。カラー、プレシヤスシルバー。付属品としてカーナビゲーションほかがございます。財源といたしましては、次世代自動車振興センターの補助金117万3,000円も活用の予定でございます。

次のページが入札の執行結果表でございますので、ご覧いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午前 9時54分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時56分）

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ただいまの議案第134号の契約の相手方の店長の名前、濱田「ひとし」と申し上げましたが、濱田「じん」さんであります。申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第135号 物品購入契約の締結について（屋内アスレチック施設遊具等備品購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第135号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、屋内アスレチック施設遊具等備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった有限会社シープラス代表取締役、白石宗生と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

契約の目的、屋内アスレチック施設遊具等備品購入。

納入場所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、864万6,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額78万6,000円。

契約の相手方、福島県双葉郡富岡町大字小浜字大膳町34番地1、ヴィラ・シミズB棟101号室、有限会社シープラス代表取締役、白石宗生。

納期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなっております。

次に議案資料1でございます。こちら、施設の平面図となっております。

今回納入するのは①すくすく広場、②のびのび広場に配置する遊具等の備品となっております。

議案資料2でございます。それぞれの部屋ごとに購入するリストとなっております。

主なものとして、すくすく広場ではおもまごとや積み木などの知育玩具、また子供用の椅子やテーブルなど。②のびのび広場には三輪車やブロックなど、体を動かす玩具を配置する予定となっております。

議案資料3は入札の執行結果表となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第136号 工事請負契約の変更について（先人の丘整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第136号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、先人の丘整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億9,800万円ですが、1,588万6,200円を減額し、1億8,211万3,800円に変更するものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書によりご説明をいたします。

1、契約の目的、先人の丘整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字大師堂地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前1億9,800万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,800万円。変更後1億8,211万3,800円。うち、

取引に係る消費税及び地方消費税の額1,655万5,800円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、令和3年6月15日から令和4年3月31日までです。

続きまして、議案資料をご覧ください。理由書です。

まず施設撤去工について。

墓石の基礎の取壊しの数量を実績により変更増するものです。想定より多くの基礎の取壊しをいたしました。

当初設計が461立方メートルが、1,408立方メートルになります。

続いて敷地造成工について。

土砂内の遺骨確認について、土砂を一旦場外に運んで確認する予定でしたが、墓石等の支障物を整理しながら場内で確認ができたため、場外への土砂の運搬がなかったため変更減するものです。当初設計3,628.2立方メートルがゼロとなります。

園路広場設備工について。

砂利舗装に伊勢玉石を使用する予定でしたが、資材の入手が困難となったため、ダイレン玉石に変更するものです。また、請戸行政区より管理用自動草刈り機の寄附の申出がありました。この草刈り機を丘の芝刈り用に配置するため、園路の外側の張り芝について、管理上の容易さの観点から砂利舗装に変更増するものです。

材料を伊勢玉石からダイレン玉石に、砂利舗装の面積は当初設計2,755.1平方メートルが3,515.9平方メートルになります。

管理施設整備工。

丘の周りにのみ人止めの柵を設置する予定でしたが、安全面を考慮しまして、道路と防災林の先にも柵の設置が必要と考え変更増するものです。

当初設計128.8メートルが368.8メートルになります。

仮設工。

造成工事中に土砂流出防止柵の設置を予定しておりましたが、作業の中で土砂の流出を防ぎながら作業ができたため、柵の設置をしませんでしたので、変更減するものです。

当初設計355メートルがゼロになります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第137号 工事請負契約の変更について（まちづくり支援施設改修工事（建築））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第137号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、まちづくり支援施設改修工事（建築）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は4億3,450万円ですが、1,221万円を増額し、4億4,671万円に変更するものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

契約の目的、まちづくり支援施設改修工事（建築）。

施工箇所、浪江町大字権現堂矢沢町地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、変更前4億3,450万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額3,955万円。変更後4億4,671万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額4,061万円。

契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役、泉田征慶。

工期、令和2年12月16日から令和3年12月28日までとなっております。

次に資料1をお開きください。

変更の理由でございますが、工事を施工する中で下記の変更が必要となったためでございます。

1つ目は防水工事及び屋根及びとい工事で、屋根を撤去したところ、既存屋根のルーフトレインの網、屋根下地材の腐食、劣化が確認され、雨漏りするおそれがあることが分かったため、変更したいものでございます。

議案資料2をご覧ください。

右下の写真にあるのがルーフトレインであり、赤丸で表示してある26か所ございますが、そちらを新しいものへ交換するものでございます。

また、図面中央の屋根下地材の劣化状況写真がございますが、赤枠の部分で見ていただくように腐食、劣化をしており、こちらを交換することでの増額変更でございます。

資料1に戻っていただきまして、次に建具工事ですが、正面玄関及び風除室の扉につきまして、不特定多数の方が施設を利用することから、バリアフリーの観点、また衛生管理の観点から自動ドアに変更したいものです。

さらに会議室（3）につきましては、音楽を楽しめるサークル活

動への利用も考えている部屋でございますが、遮音性をより高めるため、扉を防音扉に変更することでの増額変更でございます。

場所については、資料3平面図がございます。

こちら①の正面玄関の部分、それから会議室（3）が②で表記してある部分、こちらの扉の変更でございます。

また資料1に戻っていただきまして、次の内外装工事でございますが、システム天井、軽量天井の設計だったところ、事務室と展示コーナーにおいては照明機器や防犯センサー等の機器の取付けに支障があることが分かり、通常使用する化粧吸音板に変更することで減額となっております。面積は1,007平方メートルから365平方メートルへの減でございます。

次は撤去工事でございますが、調査の結果アスベストが使用されていなかったため、撤去工法を変更するものであり、減額の変更でございます。

最後に発生材処分でございますが、屋根ルーフィングや園庭のゴムチップを撤去し、処分業者へ運搬したところ、処分事業者の独自基準を超えており、受取を拒否されたところであります。そのため環境省及び福島県産業資源循環協会と協議した結果、受入れできる業者が見つかり処理が可能となったため、処分料を変更したいというものでございます。数量はフレコンバッグ35袋、処理費が1袋当たり4万円となっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第138号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第138号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億7,510万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を364億211万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） では、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税1億8,805万7,000円

の増につきましては、新規事業者等によります償却資産分の増額による増でございます。

款10地方交付税 2 億9,822万2,000円の増につきましては、福島再生加速化交付金の対象事業に係ります補助裏分の増でございます、室原地区防災拠点整備事業、育苗施設敷地造成事業、一団地復興拠点市街地形成事業などに係ります増額でございます。

次に10ページをお開きください。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 衛生費国庫負担金2,053万4,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の増でございます。

款14国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 9 億8,044万8,000円の増につきましては、主に節 1 総務費国庫補助金の増でございます、主に福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）につきましては、主に室原地区防災拠点整備事業、育苗施設敷地造成事業、農業水利施設等保全再生事業等に係ります増でございます。

また、その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、主に町民生活維持支援事業、避難所感染症対策備品購入事業、映像配信業務委託事業等に係ります増でございます。

目 2 民生費国庫補助金9,629万8,000円の増につきましては、主に子育て世帯への臨時特例給付金給付事業補助金の増でございます。

次に11ページでございます。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金5,837万2,000円の減につきましては、原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減でございます、主に防犯管理事業の不用額の減、防犯見守り隊事業の新型コロナによります休止中の減、消防団パトロール事業の新型コロナによります休止中の減などによります減額でございます。

款15県支出金、項 2 県補助金、目 5 商工費県補助金1,100万7,000円の減につきましては、福島県事業再開・帰還促進事業交付金について、新型コロナウイルスにより中止したイベントに係ります減でございます。

12ページでございます。

款16財産収入、項 2 財産売払い収入、目 2 不動産売払い収入 4,975万6,000円の増につきましては、防災林造成事業用地として旧マリンパーク敷地の一部の売払い収入の増でございます。

13ページ、款18繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 1 億2,317万7,000円の減につきましては、財源調整による減でございます。

目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金 3 億 6,466 万 1,000 円の増につきましては、主に東日本大震災復興交付金事業完了に係ります返還金、室原地区防災拠点整備事業の増、道の駅事業の完了に係ります返還金等による繰入れの増でございます。

目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金 3 億 7,231 万 6,000 円の増につきましては、室原地区防災拠点整備事業、育苗施設敷地造成事業、農業水利施設等保全再生事業に係ります繰入れの増でございます。

目 8 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金 3 億 8,141 万 2,000 円の増につきましては、道の駅事業完了に係ります県返還分、木材製品生産拠点施設外構工事の県返還分に係ります繰入れの増でございます。

15 ページでございます。

15 ページからは歳出でございます。

まず議会費をはじめとしまして、各科目におきまして、報酬、給料、職員手当、共済費の補正がございますが、これらにつきましては、主に人事異動によります所属替え、また県人事委員会勧告によります給与等の改正及び会計年度任用職員の任用数の変動に伴う補正でございます。

総額で申し上げます。

報酬は 1,276 万 3,000 円の減、給料は 1 億 2,092 万 5,000 円の減、手当は 1,703 万 3,000 円の減、共済費は 250 万 6,000 円の増でございます。

さらには人件費に係ります補正のほか、パートタイム会計年度任用職員の任用数の変動によります費用弁償 51 万 8,000 円の増でございます。

以下、各科目とも同様の理由により人件費及び費用弁償の補正をしてございます。

16 ページでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費 4,975 万 7,000 円の増につきましては、旧マリンパーク敷地の一部を県防災林事業へ売却する収入を公共施設維持基金へ積み立てる増でございます。

目 7 企画費 16 億 8,902 万 5,000 円の増につきましては、次のページになりますが、主に節 22 償還金利子及び割引料につきましては、主に東日本大震災復興交付金国庫返還金について、事業完了による計上でございます。節 24 積立金につきましては、浪江町復旧・復興基金積立金につきましては、室原地区防災拠点整備事業、育苗施設敷地造成事業の補助裏分を積み立てるものでございます。

その下の浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金積立金につきま

しては、主に室原地区防災拠点整備事業、育苗施設敷地造成事業、道の駅事業精算分等について積立ての増でございます。

その下の浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金積立金につきましては、道の駅事業の精算分でございます。

目 8 情報管理費1,096万円の増につきましては、節12委託料につきましては、主に映像配信業務委託料の増でございます。3月のイベントで5Gの映像配信を行うものでございます。

節14工事請負費につきましては、光ケーブル移設工事の増でございます。

19ページでございます。

款 2 総務費、項 4 選挙費、目 2 浪江町議会議員一般選挙4,040万2,000円の減につきましては、各節におきまして実績確定により減でございます。

21ページになります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費1,398万1,000円の増につきましては、主に節19扶助費の増でございます。障害児給付費の利用者の増による増でございます。

目 2 老人福祉費1,006万8,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の減でございます。

22ページ、項 2 児童福祉費、目 5 認定こども園費1,019万9,000円の増につきましては、主に、次のページになりますが、節14工事請負費につきましては、認定こども園の増設工事に伴います既存園舎側の工事等の増によるものでございます。節17備品購入費につきましては、増設する園舎用の備品購入費の増でございます。

目 7 子育て世帯への臨時特別給付事業費9,586万7,000円の増につきましては、主に節18負担金補助及び交付金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の増でございます。

26ページになります。

款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 1 上水道費1,340万円の増につきましては、新型コロナ対策といたしまして、上水道事業で行っております減免分の増によるものでございます。

27ページ、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 農業振興費5,356万9,000円の増につきましては、次のページになりますが、育苗施設敷地造成工事の増でございます。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費 3 億5,796万5,000円の増につきましては、主に、次のページになりますが、節22償還金利子及び割引料につきましては、道の駅事業の完了に伴います福島県避難地域復興拠点推進交付金返還金でございます。

30ページになります。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費 1,533 万 8,000 円の増につきましては、節 12 委託料につきましては、橋梁点検の項目の増や測量資料作成業務の増による増及び節 13 使用料及び賃借料につきましては、水路の堆積物除去等に係ります重機借り上げ料の増でございます。

項 4 都市計画費、目 5 まちづくり整備事業費 2,151 万円の増につきましては、一団地事業の用地買収に係ります不動産鑑定業務委託の増でございます。

32 ページです。

款 9 消防費、1 項消防費、目 4 防災対策費 3 億 7,939 万 1,000 円の増につきましては、主に節 12 委託料につきましては、浪江町防犯業務委託料の契約額確定による減、また室原地区防災拠点工事管理業務委託料の増を合わせて減でございます。

その下の節 14 工事請負費につきましては、室原地区防災拠点整備工事の増でございます。これらの節を合計しまして、目全体では増でございます。

次に、6 ページにお戻りください。

第 2 表は継続費の追加でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、事業名、育苗施設敷地造成工事から一番下の款 9 消防費、項 1 消防費、事業名防災拠点建築工事までの 4 事業につきましては、事業計画上、その施工等に複数年を要するため、新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、第 3 表は繰越明許費の設定でございます。

款 6 農林水産業費、項 4 水産業費、事業名請戸漁港荷さばき施設等復旧工事につきましては、財源の調整に時間を要したことや、施設を稼働しながらの工事となることから、工事に不測の日数を確保する必要があることから、年度内の完了が困難であるため次年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 19、議案第 139 号 令和 3 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 139 号 令和 3 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,390万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億8,905万2,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） では、議案第139号について、事項別明細書によりご説明いたします。

初めに歳入についてご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金6,540万円の増、こちらは療養給付費及び審査手数料の増額に伴う普通交付金の増額となります。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金149万9,000円の減、こちらは事務費等繰入金の減額でございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

7 ページをご覧願います。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費149万9,000円の減、こちらは人事異動及び福島県人事委員会勧告に基づく減額でございます。

次に、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費6,500万円の増、目5 審査支払い手数料40万円の増、こちらは一般被保険者の療養給付費の増額見込みによるものでございます。

最後に、8 ページをご覧願います。

款8 予備費12万円を財源調整のため減額いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第140号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第140号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,550万5,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、事項別明細書により説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入よりご説明いたします。

款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 2 浪江診療所収入200万円の増、こちらは収入見込み増によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧願います。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費96万5,000円の増、目 2 浪江診療所管理費73万7,000円の減、こちらは主に人件費の増減で、人事異動及び人事院勧告に基づくものでございます。

次に、8 ページをご覧願います。

款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 仮設津島診療所医業費35万円の増、目 2 浪江診療所医業費87万7,000円の増、こちらは医療用消耗品費及び臨床検査委託料の支出見込みによる増額でございます。

最後に、款 3 予備費を財源調整のため54万5,000円増額いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第141号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第141号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,021万1,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 事項別明細書6ページをお開きください。

歳入になります。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金620万円の増は、節 1 一般会計繰入金で、今年度の下水道使用料減免措置に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補助金になります。目 2 基金繰入金541万円の減は、上記繰入金に伴う減額となります。

7 ページに移りまして、歳出です。

款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、目 1 下水道総務管理費及び目 3 下水道維持管理費の合わせて82万円の増は、給与改定に伴う人件費の補正及び下水道施設の維持管理費等の増加によるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第142号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第142号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,043万7,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 事項別明細書の6ページをお開きください。

歳入になります。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金74万円の増は、節 1 一般会計繰入金で、今年度の農業集落排水使用料減免措置に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補助金になります。目 2 基金繰入金59万8,000円の減は、上記繰入金に伴う減額となります。

7ページをご覧ください。

歳出です。

款 1 農業集落排水事業費、項 1 農業集落排水事業費、目 1 農業集落排水総務管理費及び目 3 農業集落排水維持管理費の合わせて14万2,000円の増につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正及び施設の維持管理費の増加によるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第143号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第143号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ816万3,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を29億7,310万3,000円とするものがあります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 予算書事項別明細書6ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目7介護保険事業補助金、節1介護保険事業費補助金80万7,000円の増は、介護保険システム改修に伴う国庫補助金でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金1,006万8,000円の減は、職員給与費等繰入金による減額でございます。

款9諸収入、項1雑入、目1雑入109万8,000円の増は、前年度事業確定による認定審査会負担金の返納金です。

7ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費986万8,000円の減の主なものは、人事異動及び福島県人事委員会勧告による減額によるものです。

款6予備費143万2,000円の増は、財源調整のための増でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第144号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第144号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、収益的収入で1,340万円の増額、収益的支出で58万3,000円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明資料により説明いたします。

10ページをお開き願います。

収益的収入であります。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目4補助金1,340万円の増

は、本年度の水道料金減免措置に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一般会計からの補助金であります。

12ページをお開きください。

収益的支出であります。

款1水道事業費用、項1営業費用、表の2段目です。58万3,000円の増は、主に給与改定に伴う人件費の補正等によるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、同意第7号 教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第7号 教育委員会の委員の任命について、ご説明いたします。

本案は、教育委員会の委員である水谷由克氏が令和3年12月23日で任期満了となることから、後任の委員として大清水久雄氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める大清水久雄氏の職歴については、資料に記載のとおりであります。福島県教職員として長年にわたり奉職され、大熊町立大野小学校校長、大熊町立熊町・大野幼稚園園長を歴任されるなど、教育行政の識見を有しており、教育委員会の委員として適任でありますので、本町の教育振興にご尽力いただきたいと考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。質疑については、14日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

14日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。

(午前 1 0 時 4 0 分)

令和 3 年 1 2 月 9 日（木曜日）	常任委員会
令和 3 年 1 2 月 1 0 日（金曜日）	常任委員会
令和 3 年 1 2 月 1 1 日（土曜日）	休 日
令和 3 年 1 2 月 1 2 日（日曜日）	休 日
令和 3 年 1 2 月 1 3 日（月曜日）	休 会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和３年浪江町議会１２月定例会

議 事 日 程（第３号）

令和３年１２月１４日（火曜日）午前９時開議

日程第 1	議案第 1 2 1 号	浪江町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 2	議案第 1 2 2 号	浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 1 2 3 号	浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 1 2 4 号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 5	議案第 1 2 5 号	浪江町立認定こども園条例の一部改正について
日程第 6	議案第 1 2 6 号	浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 1 2 7 号	浪江町図書館条例の一部改正について
日程第 8	議案第 1 2 8 号	浪江町公民館条例の一部改正について
日程第 9	議案第 1 2 9 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 1 0	議案第 1 3 0 号	土地の取得について
日程第 1 1	議案第 1 3 1 号	土地の処分について
日程第 1 2	議案第 1 3 2 号	物品購入契約の締結について（ペーパーレス議会用タブレット端末購入）
日程第 1 3	議案第 1 3 3 号	物品購入契約の締結について（防災コミュニティセンター什器備品購入）
日程第 1 4	議案第 1 3 4 号	物品購入契約の締結について（燃料電池自動車購入）
日程第 1 5	議案第 1 3 5 号	物品購入契約の締結について（屋内アスレチック施設遊具等備品購入）
日程第 1 6	議案第 1 3 6 号	工事請負契約の変更について（先人の丘整備工事）
日程第 1 7	議案第 1 3 7 号	工事請負契約の変更について（まちづくり支援施設改修工事（建築））
日程第 1 8	議案第 1 3 8 号	令和３年度浪江町一般会計補正予算（第３号）
日程第 1 9	議案第 1 3 9 号	令和３年度浪江町国民健康保険事業特別

		会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 0	議案第 1 4 0 号	令和 3 年度浪江町国民健康保険直営診療 施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 1 4 1 号	令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会 計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案第 1 4 2 号	令和 3 年度浪江町農業集落排水事業特別 会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案第 1 4 3 号	令和 3 年度浪江町介護保険事業特別会計 補正予算（第 2 号）
日程第 2 4	議案第 1 4 4 号	令和 3 年度浪江町水道事業会計補正予算 （第 3 号）
日程第 2 5	同意第 7 号	教育委員会の委員の任命について
日程第 2 6	委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	

出席議員（１５名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	佐々木 恵 寿 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
８番	佐々木 茂 君	９番	山 本 幸一郎 君
１０番	高 野 武 君	１１番	渡 邊 泰 彦 君
１２番	松 田 孝 司 君	１３番	平 本 佳 司 君
１４番	佐々木 勇 治 君	１５番	山 崎 博 文 君
１６番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（１名）

７番	紺 野 則 夫 君
----	-----------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副 町 長	佐 藤 良 樹 君
副 町 長	小 林 弘 典 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員 長	山 本 邦 一 君	総 務 課 長	横 山 秀 樹 君
企 画 財 政 課 長	西 健 一 君	産 業 振 興 課 長	清 水 中 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
建 設 課 長	戸 浪 義 勝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	掃 部 関 久 君	介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
書	吉	田	厚	志			中	野	夕	華子
	鎌	田	記							君
			典	太朗						君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第121号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第121号 浪江町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第121号 浪江町福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第122号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第122号 浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第122号 浪江町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

◎議案第123号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第123号 浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第123号 浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

◎議案第124号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第124号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第124号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

◎議案第125号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第125号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。

これより討論を行います。失礼しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第125号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

◎議案第126号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第126号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第126号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

◎議案第127号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第127号 浪江町図書館条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第127号 浪江町図書館条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

◎議案第128号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第128号 浪江町公民館条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第128号 浪江町公民館条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

◎議案第129号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第129号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第129号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

◎議案第130号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第130号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

取得価格が1,364万円、原野と宅地ですが、それぞれの平米の単価をお伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 取得単価のご質問にお答えいたします。

取得に当たっての評価額といたしましては、平米当たり原野630円、宅地3,270円でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第130号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

◎議案第131号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第131号 土地の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

先ほども質問したのと同じとなりますけれども、処分予定価格が4,975万円、宅地と雑種地というふうなことでありますが、これも平米の単価をお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 単価のご質問にお答えいたします。

宅地が平米当たり6,100円、雑種地が平米当たり3,700円でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） この場所はマリnparkの跡地というふうに聞いておりますけれども、このマリnparkの跡地におきまして防災林というふうなことで買い上げるのだというふうに思っておりますけれども、これに対しての残地というふうなものは残っていくのかどうかお伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 防災林用地としてマリnparkの土地でございますが、令和元年度に同様の議案を議決いただいております、そのときも土地を売却しております。そのときにコスモパレスの建物が残っております、解体前でございますので、今回防災林の造成用地として売却するものでございます。また、今後でございますが、一部棚塩地区に焼却施設等ございまして、若干ではございますが、マリnparkの土地等もかかっておりますので、将来的にはそういった部分の売却が発生するのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第131号 土地の処分についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

◎議案第132号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第132号 物品購入契約の締結について（ペーパーレス議会用タブレット端末購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第132号 物品購入契約の締結について（ペーパーレス議会用タブレット端末購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

◎議案第133号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第133号 物品購入契約の締結について（防災コミュニティセンター什器備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第133号 物品購入契約の締結について（防災コミュニティセンター什器備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

◎議案第134号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第134号 物品購入契約の締結について（燃料電池自動車購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第134号 物品購入契約の締結について（燃料電池自動車購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

◎議案第135号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第135号 物品購入契約の締結について（屋内アスレチック施設遊具等備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第135号 物品購入契約の締結について（屋内アスレチック施設遊具等備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

◎議案第136号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第136号 工事請負契約の変更について（先人の丘整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 136号資料の理由書の中の施設の撤去工から仮設工までの金額、項目別の金額を教えてくださいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えいたします。

まず、施設撤去工につきましては概算でございますが、1,990万円の増、敷地造成工につきましては1,000万円の減、園路広場設備工につきましては2,110万円の減、管理施設整備工につきましては1,190万円の増、仮設工につきましては1,650万円の減であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第136号 工事請負契約の変更について（先人の丘整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

◎議案第137号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第137号 工事請負契約の変更について（まちづくり支援施設改修工事（建築））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 先ほどと同じ理由で、理由書の中の防水工事、屋根及びとい工事、それから発生材で処分までの金額、各項目別の金額を知りたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、ご質問にお答えします。

直工費になりますが、防水工事及び屋根、とい工事につきまして

は700万の増、それから建具工事については630万の増、内外装工事につきましては400万の減、撤去工事につきましては130万の減、発
生材処分については200万の増となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第137号 工事請負契約の変更について（まちづくり
支援施設改修工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

◎議案第138号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第138号 令和3年度浪江町
一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） おはようございます。何点かお伺いします。

まず、期末手当についてお伺いします。先月の臨時会において条
例が改正され、人事委員会勧告に基づいて期末手当の0.15か月削減
ということが決定し、それに反映したのが今回の補正だと思います。
一般会計の補正で総額、期末手当は幾らぐらい削減になっているの
か、まずはお伺いします。

2つ目、ページ16、事項別明細書のページ16ページの説明欄で申
し上げますと1、2、3、4番目の会計年度任用職員特殊勤務手当
82万4,000円減となっております。総務費、款2の総務費において
は約4件これを含めまして特殊勤務手当が補正と減されております
が、この理由についてお伺いいたします。

3点目、ページ23ページ、民生費の中の負担金補助金及び交付金、
子育て世帯の臨時特別給付金9,500万円が計上されていますが、こ

これは今国会でも議論されております5万円だと思っておりますけれども、5万円掛ける1,900人という積算なのかお伺いします。また、この給付金事業に対しては所得制限があります。所得制限にかかり、対象外であった方はいらっしゃるのかどうか併せてお伺いします。

次4点目、25ページ、区分の節で言いますと12の委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,840万5,000円が計上されております。これは確認ですけれども、3回目に当たっての委託料なのかお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） まず、期末手当の関係でございますけれども、今回の補正におきましては総額で2,859万5,000円の減額としております。

それから、会計年度職員の特勤、特殊勤務手当の金額でございますけれども、こちらは実績見込みによる減額でございます。一時立入りのほうに会計年度職員がおるのですが、その方たちが帰還困難区域に入った場合の、入って作業した場合の特殊勤務手当になりますけれども、こちらのほうは実績見込みによる減額としております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 3点目のご質問についてお答えします。

議員お尋ねしたとおり、こちら9,500万円の内訳としましては5万円掛ける1,900名となっております。また、所得制限につきましては、今整理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 委託料のご質問についてお答えいたします。

こちらにつきましては、3回目と5歳から11歳の小児用の委託料となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） それでは、再質問いたします。

減額総額については理解しました。承知しました。

それで、特殊勤務手当についてですけれども、帰還困難区域の立入りに関してということで、これは条例で特殊勤務手当についてはうたわいていまして、その条例の中に居住制限区域というまだ文言が残っております。ですから、これは条例の整理をして見直しをすべ

きだと思ひます。居住制限区域は現在町内にはないと、私は避難指示解除区域というくくりで保証していると思ひますので、その辺は整理されたほうがいいのかなと思ひますけれども、いかがでしょうかということなんです。

次、3つ目の子育て世帯臨時特別給付金に関しては1,900人分の所得制限は現在調査中だということは理解しました。それで、具体的に今回議論して可決後という話にはなるのですけれども、事前に手続は進めていると思ひます。支給予定日です、はいつぐらいになるのかお伺いをします。

最後に3回目とワクチン接種ですけれども、5歳から11歳の小児用ということで予算計上と。それでは、具体的に実施時期と、あと、優先順位、どういう優先で医療従事者から高齢者、そして疾患を持った方々、その他というような2回目、1回目、2回目と同じような優先順位でやるのかどうかお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 特殊勤務手当条例の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり居住制限区域に入った場合の特殊勤務手当につきましては、現在も実態としてはありませんけれども、避難指示が解除された時点で削除すべきでありましたけれども、失念していたということで大変申し訳なく思っております。実態としてはありませんので、今後条例の整理をしてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 臨時特別給付金の手続についてご説明いたします。

現在支給について事務を進めておりまして、12月8日に個別通知を対象者のほうに発送したところでございます。それで、12月16日まで回答、受け取り拒否の回答をいただくようになってございます。なければそのままになります、その後決定通知を発送しまして、年内中には振り込みをさせていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 実施時期につきましては、まず、今回8か月、2回目から8か月経過後の方からやっていきますので、当然本年中の2月ぐらいから始まっている医療従事者等から開始されるようになります。優先順位につきましては、特に今回指示はございませんで、その8か月経過後の人に3回目接種をするというこ

とになってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 大体分かりました。

最後の1点だけ、やはり子育て世帯臨時特別給付金についてですが、まだ確定ではないと。国会で今議論中だということも理解しながら再質問したいと思うんですけれども、この給付に関しては年内に5万、あとはクーポンで配るというパターンとあと、両方5万ずつ現金でというパターンと、あと、現金一括ということで、今現金一括のほうの、昨日の国会の予算委員会を見ていると容認、総理は容認されております。補正、今回の国の補正成立前であっても、あとは実施要領提示前であっても各自治体でこの事業を進めてよろしいと。現金一括であれば現金一括で進めてよろしいというような容認の答弁も総理からありました。それで、私は一括で年内に現金10万円ということやってはいかがと思っております、一括でやった後も国のほうは制度設計ができる前であっても、補助金は交付しますという、これも答弁していますから私は一括交付ということで、財源、残りの9,500万ですか、は財調で一回立て替えて、これは専決でもいいと私は思っております。いかがお考えかこの辺について答弁を求めたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

こちらまだ制度がなかなか決まっていなくてということで、まずは年内の5万円を早急に支給したいということで補正のほうを上程させていただいたところでございます。

先ほど説明した時の手続の中にもちょっと出てきましたけれども、支給に当たっては個別通知をしなければならないということが規定でございます。その個別通知、今回5万円につきましては先ほど申しましたように12月8日に発送、12月16日まで回答をいただく。その後に決定通知を出して、振り込みをさせていただくということで、今回5万円の部分の通知を出させていただいたところでございます。追加の5万円を合わせて一括給付ということで10万円となりますと、また改めて通知を出すということになりますので、一括給付になると年内支給は手続上ちょっと難しいのかなと考えております。なので、制度指針にもありますように速やかに給付をする5万円については速やかに対応させていただきまして、残りの5万円分につきましてはいろいろ手続整い次第処理をさせていただければなと考えているところでございます。

以上でございます。

〔「現金」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（蒲原文崇君） 現金かクーポンかのお話の部分かと思いますがすけれども、こちら、町のほうからは県のほうに町としてはクーポンではなくて現金給付をさせてもらいたいということの申出は1回目の意見聴取のときにさせていただいているところでございます。まだ回答はないのですけれども、町としては避難の状態を見て現金給付とさせていただきたい旨は伝えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑はありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番。

何点か質問させていただきます。

9ページ、9ページの款町税、項固定資産税、補正で1億8,800万円、合計で5億2,754万円。この数字は75%徴収したときのこの金額だというふうに思いますが、100%課税になった場合には幾らになるのかお伺いをいたします。

それから10ページ、10ページの款国庫支出金、項の国庫支出金、節の総務国庫支出金、説明では福島再生加速化交付金というふうなことでありますけれども、この帰還移住と環境整備というふうなことで9億4,800万円、この補正はどのようなこの事業にこの使われる補正なのかお伺いをいたします。

それから12ページの、12ページ款の財産収入、項の財産運用収入、工業団地貸付料で164万5,000円の補正というふうなことでありますけれども、産業団地4か所ありますが、どの団地の貸付料なのかお伺いをいたします。

それから29ページ、29ページの款の商工費、項の商工費、節の22で福島県避難地域復興拠点推進交付金返還金、これが3億7,800万円でありますけれども、この返還の理由をお伺いをいたします。

それから最後に31ページ、款が土木費、それから項の住宅費、そして節の委託料。旧幾世橋町営住宅の境界復元業務委託料50万でありますけれども、この場所は幾世橋の多分辻のところだと思いますが、これはどこの場所なのか、そしてまた、この目的というふうなものは何なのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ページ9ページ、款1町税、項2固定資産税、目1の固定資産税の75%徴収したときの予算額であるか。

100%課税になった場合についてはどの程度になるかというようなご質問であったと思います。こちらにつきましては、固定資産税につきましては土地と家屋について条例で4分の1減免としていただいております。土地、家屋についてはそのいわゆるご発言のとおり75%課税したものとなっております。その観点から合計した額の予算額は幾らというところをお答えさせていただきますと、土地、家屋についての4分の1の減収補填額として、現段階で出ている数字が7,358万7,000円でございます。その4分の1の額だけを純粋に合計させていただきますと6億113万2,000円となるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 10ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務国庫補助金の2行目、福島再生加速化交付金帰還移住等環境整備でございますが、事業といたしましては室原地区防災拠点整備事業、育苗施設敷地造成事業、農業水利施設等保全再生事業、また一団地復興拠点市街地形成事業に係る増でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 予算書12ページの財産収入のご質問でございますが、會澤高圧コンクリート、南産業団地に着工のため地代が途中から入ってくる。北産業団地、バイオマスレジンの分が入ってくるということになりまして、あと若干藤橋のほうで減ということでこの3つを相殺しますと164万5,000円となります。

続きまして、予算書29ページの福島県避難地域復興拠点交付金返還金につきましてご説明いたします。

道の駅建設、そして用地買収に当たりまして4つの補助金を組み合わせてやっております。その中で町買収エリア、県買収エリア、国買収エリアが3か所ありますが、町買収エリアが見込みより減少了。それから、事業確定により国、県の負担額の案分率が増えたということ、それから、未買収と見込んでいたところを買収できたことにより簡易パーキング整備事業委託金負担金、国、県からの支払い額が増えました。それによりまして、その部分を支払うと見込んでいたその部分支払っていただくと見込んでいた福島県避難地域復興拠点推進交付金が減ったということにより返還するという運びになったのでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ページ31ページの一冊下の旧幾世橋町営住宅境界復元業務委託料50万円についてご説明いたします。

こちらは議員おただしのとおり幾世橋辻にありました旧機や橋の町営住宅について、その敷地につきましては借地でありました。この借地について境界の復元を実施しまして、完了後所有者に返還する予定です。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 再質問、2か所、2つ再質問させていただきます。

固定資産税の件ですけれども、答弁されたかちょっと分かりませんので、もう一度質問しますけれども、私はこの今回の100%の、75%の固定資産税がかかって、さらに来年度は100%かかっていく中で、震災前と比べての固定資産税のこの差というふうなものはどういうふうになっていくのかなというふうなことをお聞きしたいというふうに思います。

それから、財産収入で産業団地貸付料というふうなことでありますけれども、この貸付の算定の基準といいますか、南産業団地では曾澤というふうな会社、それから北産業団地ではバイオマスレジンというふうな会社でありまして、の貸付けだというふうなことでありますけれども、その面積、分かりましたらば算定基準と面積、お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 再質問の固定資産税の震災前の税額と、それから次年度においての差ということの質問でございますけれども、なかなか比較が難しいところでございますけれども、あくまで先ほど予算でご発言いただいたので、予算ベースでの比較ということで差し上げますけれども、固定資産税の21年度、震災前の21年度の現年課税分の予算額につきましては8億8,510万2,000円という形となっております。現段階での補正予算の額、5億2,754万5,000円と比較いたしますと、純粹に予算比となってしまうわけなんですけれども、3億5,755万7,000円の減少となるような形でございます。実質的にはそのときによって、様々な条件によって税額の移動がございますので、またその予算ベースでの比較でございますので、実際減収になる額というのはここではっきり申し上げることはできませんが、あくまでも固定資産税の予算ということでの比較はその程度であるということです。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

単価は1平米118円でございます。それぞれ曾澤高压は1万5,000平米、バイオマスレジンは8,700平米の積算となっておりますが、曾澤高压に関しましては現在貸す予定の分の一部となっております。あと、計算が合いませんのは藤橋のほうで減った分がありますので、それで164万となります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第138号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

◎議案第139号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第139号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第139号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

◎議案第140号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第140号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第140号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

◎議案第141号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第141号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第141号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

◎議案第142号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第142号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第142号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

◎議案第143号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第143号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第143号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

◎議案第144号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第144号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第144号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

◎同意第7号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、同意第7号 教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第7号 教育委員会の委員の任命についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長からお手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては12月7日の本定例会開会以来慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案申しあげました全ての議案についてご承認をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

去る12月22日から県内外7か所で開会しました町政懇談会において、参加された町民の皆様からは町内においての生活環境全般についてさらなる充実を求める声、帰還困難区域に関する説明会では新たな国の補修について、さらには残された帰還困難区域の更新等についてご意見、ご要望をいただきました。また、今回の町政懇談会には議員各位にもご参加をいただき、今回の一般質問でも各会場での意見交換等を踏まえたご意見、ご提言をいただきました。皆様からいただきましたご意見、ご提言につきましては今後の町政執行において一つでも多く実行できるよう決意を新たにしたところであり、引き続き行政、議会、町民の皆様とともに復旧、復興に邁進していく所存であります。その上で、今回ご承認をいただきました議案第121号から123号、126号から128号の条例の制定や一部改正はふれあいセンターなみえ跡地において幅広い年代の町民が集い、活動する

ための地域公共施設の開所に向けた準備であります。これまで不十分であった介護関連サービス、子供たちを含む社会体育、各種交流やイベントといった生涯福祉について、この施設を拠点としてさらなる生活環境の充実に向け、多くの方にとって住んでいたい町、住んでみたい町となるよう引き続き努めてまいります。

また、議案第132号ではペーパーレス議会用タブレット端末購入の契約締結をご承認いただきました。ゼロカーボンシティを宣言した当町において、環境配慮活動に資する取組であるとともに当町でのデジタルトランスフォーメーションの先駆けとしての取組となるよう議会の皆様方とともにしっかりと運用をしてまいりたいと考えております。

今回退任されます水谷教育委員におかれましては、長きにわたり町政進展にご尽力を賜りましたことに改めて深甚なる謝意を表しますとともに今後とも引き続き町の復興にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、師走を迎え寒さも厳しくなっております。健康に十分ご留意をいただき、新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年浪江町議会12月定例会を閉会します。

（午前10時01分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署 名 議 員 紺 野 豊

署 名 議 員 吉 田 邦 弘

署 名 議 員 小 澤 英 之